

第 10 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成27年3月9日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成27年3月9日（月曜日）

午前9時59分開議
午前11時13分休憩
午前11時22分開議
午後0時20分休憩
午後1時15分開議
午後1時47分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 平成27年度熊本県一般会計予算

議案第39号 平成27年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第46号 平成27年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第50号 平成27年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第55号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 熊本県博物館ネットワークセ

ンター条例の制定について

議案第94号 包括外部監査契約の締結について

議案第95号 熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務を委託することの協議について

請第50号 県立能楽堂建設及び付属美術館建設推進に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県阿蘇山噴火降灰対策計画について

②くまもと子ども・子育てプランの策定について

③市町村合併の検証に係る最終報告書（案）について

④県が保有するフィッシャリーナ天草(株)の株式の譲渡について

⑤天草エアラインの機材更新について

出席委員（8人）

委員長	田代国広
副委員長	杉浦康治
委員	岩下栄一
委員	荒木章博
委員	西聖一
委員	内野幸喜
委員	高野洋介
委員	前田憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長	田嶋徹
危機管理監	古閑陽一
秘書課長	大村裕司

広報課長 松 永 正 伸
 危機管理防災課長 岡 田 浩
 知事公室付政策調整監 白 石 伸 一
 総務部
 部 長 岡 村 範 明
 理事兼県中央広域本部長兼
 市町村・税務局長 檜木野 史 貴
 政策審議監 木 村 敬
 総務私学局長 仁 木 徳 子
 人事課長 青 木 政 俊
 首席審議員兼財政課長 福 島 誠 治
 県政情報文書課長 本 田 雅 裕
 総務事務センター長 古 谷 秀 晴
 首席審議員兼管財課長 吉 永 一 夫
 私学振興課長 橋 本 有 毅
 市町村行政課長兼
 県央広域本部総務部長 原 悟
 市町村財政課長 竹 内 信 義
 消防保安課長 田 原 牧 人
 税務課長 斉 藤 浩 幸
 企画振興部
 部 長 島 崎 征 夫
 政策審議監 柳 田 誠 喜
 地域・文化振興局長 田 中 浩 二
 交通政策・情報局長 坂 本 浩
 首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶
 地域振興課長兼
 県央広域本部振興部長 横 井 淳 一
 文化企画課長 吉 永 明 彦
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 本 田 圭
 首席審議員兼
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦
 首席審議員兼交通政策課長 吉 田 誠
 情報企画課長 家 入 淳
 統計調査課長 上 田 英 典
 出納局
 会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明
 首席審議員兼会計課長 福 島 裕
 管理調達課長 田 上 英 充

人事委員会事務局

局 長 田 中 伸 也
 公務員課長 井 上 知 行

監査委員事務局

局 長 牧 野 俊 彦
 監査監 草 野 武 夫
 監査監 瀬 戸 浩 一
 監査監 千 羽 一 樹

議会事務局

局 長 佐 藤 伸 之
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之
 議事課長 塘 岡 弘 幸
 政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 槇 原 俊 郎
 政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時59分開議

○田代国広委員長 ただいまから、第10回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

今回御提案申し上げます議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成27年度当初予算につきまして、蒲島県政2期目の総仕上げの年度となることから、新4カ年戦略の深める深化と進める進化を目指し、戦略の加速化につながる事

業を中心に、幸せ実感推進枠を重点配分しております。

また、幸せ実感推進枠に地方創生に資する事業を取り込み、先議で議決いただきました2月補正の経済対策とあわせて、地方創生に向けて積極的な対応を図ることとしております。

さらに、熊本広域大水害からの創造的復興を着実に推進する予算も計上いたしております。

一方、財政健全化の取り組みにも引き続き留意し、通常債の新規発行額を償還額以下に抑制し、プライマリーバランスを確保するとともに、財政調整用4基金残高につきましても12億円を積み増しいたしまして、財政再建戦略策定当時の2倍となる106億円を確保いたしました。

この結果、一般会計当初予算の規模は7,538億円となり、平成26年度当初予算と比べまして195億円、率にして2.7%の増となっております。

このほか、熊本県手数料条例の一部を改正する条例等の各種条例案件等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例案件等につきましては関係課長から、それぞれ御説明申し上げます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、財政課長から、平成27年度当初予算の概要等について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4横の総務常任委員会説明資料(後議)の1ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算の概要でございます。

まず、当初予算の特色を3点記載しております。1点目は、幸せを実感できるくまもとの実現に向けた新4カ年戦略の推進です。

平成27年度は、蒲島県政2期目の総仕上げの年度となることから、加速化、見える化、核心を突くという3つの視点で、戦略の目標達成に向けた取り組みの重点化や将来の礎を築く取り組みに、地方創生の視点も加えまして、深める深化と進める進化を目指すこととしております。

そのため、戦略の加速化につながる事業を中心に、幸せ実感推進枠を重点的に配分し、一般財源で67億円、事業規模で165億円を計上しております。

2点目は、地方創生の推進です。

人口減少と県内経済の縮小を克服し、まち・ひと・しごとの創生と経済の好循環を確立するため、幸せ実感推進枠に地方創生に資する事業を取り込みまして、一般財源で31億円、事業規模で99億円を確保しております。

なお、先議で議決いただきました2月補正予算で、国の交付金を活用しまして、地方創生を先取りする施策に12億円を計上しております。

3点目は、熊本広域大水害からの創造的復興です。

黒川の治水対策、白川の河道つけかえなど、激甚災害対策特別緊急事業などに130億円を計上しております。

2ページをお願いします。

財政健全化の取り組みです。

まず、1のプライマリーバランスでございます。

今回の当初予算におきましても、通常債の新規発行額を元金償還額以下に抑制し、プライマリーバランスを確保することで、通常債残高の減少基調を維持することとしております。

なお、参考で記載しておりますとおり、平成26年度末の通常債残高は9,345億円とな

り、前年度末残高から231億円減少する見込みとなっております。

次に、2の財政調整用4基金残高につきましては、臨時的な土地売却収入の活用により、県有施設整備基金を前年度に比べて12億円積み増しし、財政再建戦略策定当時の53億円の2倍となる106億円を確保いたしました。

3ページをお願いします。

一般会計当初予算の規模は7,538億円で、前年度に比べ195億円、率にして2.7%の増となります。これは、社会保障関係費の増に加えまして、米印に記載しているような制度改正や国の政策による経費等が増加したことによるものです。

なお、3年連続の増額となり、また、予算規模が7,500億円を超えるのは、平成15年度以来となります。

4ページをお願いします。

5ページにかけまして、当初予算の会計ごとの内訳を一覧表でお示ししております。それぞれ所管の委員会で御審議をいただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入予算でございます。

まず、1の県税は、景気回復に伴う法人二税の増加や地方消費税の税率引き上げ効果の平年度化に伴う増加などにより、前年度に比べて10.9%の増を見込んでおります。

また、2の地方消費税清算金も、税率引き上げ効果の平年度化により53.7%の増を見込んでおります。

さらに、3の地方譲与税につきましても、景気回復に伴う地方法人特別譲与税の増加により3.8%の増を見込んでおります。

5の地方交付税は、前年度とほぼ同額の0.3%の増を見込んでおります。

7ページに移りまして、9の国庫支出金は、前年度とほぼ横ばいの0.4%の増、ま

た、12の繰入金は、地域の元気基金からの繰入金の皆減により24.8%の減となります。

15の県債につきましては、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が16.6%と大きく減少することを見込んでおりまして、全体でも5.2%の減となります。

次に、8ページをお願いします。

歳出予算でございます。

まず、1の一般行政経費は4,987億円余で、前年度比6.4%の増となります。

内訳としまして、(1)人件費は、平成26年度の人事委員会勧告に基づく職員給与費の増などによる増でございます。

次に、(2)扶助費は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う施設型給付金の増などによる増でございます。

1つ飛んで(4)その他は、地方消費税率引き上げの平年度化に伴う市町村への交付金や都道府県清算金の増などにより大幅な増となります。

9ページに移りまして、2の投資的経費は、1,353億円余を計上しております。前年度比7.2%の減となっております。これは地域の元気基金の皆減に伴うもので、この影響を除けば、ほぼ前年度並みの0.1%の減となります。

(1)の普通建設事業費の、まず補助分は、前年度が熊本広域大水害関係の事業費のピークであったことから1.7%の減、また、単独分は、地域の元気基金の皆減により22.4%の減となっております。

単独分につきましては、地域の元気基金の影響を除けば、ほぼ前年度並みの0.7%の減となります。

(2)の災害復旧事業費は、地すべりが発生しております国道445号瀬目トンネルの事業実施に伴い39.9%の増、また、(3)の直轄事業負担金は1.8%の増となります。

3の公債費については、0.2%の減となります。

最後に、10ページをお願いします。

地方債の概要でございます。県債の目的や限度額等を一覧にしてまとめたものでございます。

以上が当初予算の概要でございます。よろしく願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長等から職員給与費以外の項目について、順次説明をお願いします。

○青木人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費につきまして、人事課の例で一括して御説明をいたします。

資料の17ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますが、6億7,800万円余を計上しております。

その内訳を右の説明欄に記しておりますが、(1)職員給与費3億6,900万円余につきましては、平成27年度における人事課の職員給与費でございます。これは、平成27年1月1日現在の人事課在籍職員の給与費で積算をしております。

(2)時間外勤務手当等(知事部局分)3億800万円余につきましては、年度途中の災害などに備えて、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

なお、各課の職員給与費につきましても、人事課と同様の趣旨でございますので、各課からの職員給与費の説明は省略をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○白石政策調整監 知事公室付でございます。

説明資料の12ページ、上段をお願いいたし

ます。

計画調査費として2,130万円余を計上しております。一番右の説明欄をごらんください。

内訳としまして、まず政策調整費として、庁議の運営費等に要する経費として130万円余、次に、重要政策調整事業でございますが、県政の重要課題に必要な調査、事業実施に要する経費として、前年同額の2,000万円を計上しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大村秘書課長 秘書課でございます。

資料12ページの下段をお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

庁費としまして2,280万円余を計上いたしております。これは、知事、副知事の活動費など、秘書課の運営経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○松永広報課長 広報課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

広報費として2億3,600万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

まず、1の広報事業費の2億2,600万円余は、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び首都圏を初めとした全国、海外に向けて熊本をPRするための経費でございます。

次に、2の広聴事業費120万円余は、県民の皆さんの県政に関する意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

最後に、3の広報諸費の880万円余は、広報課の運営及び県庁の総合案内業務などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料14ページをお願いいたします。

下段の防災総務費でございますが、34億2,900万円余を計上いたしております。

説明欄の2、防災対策費につきましては、まず(1)自主防災組織率向上対策事業でございますが、4カ年戦略におきまして、平成27年度末までに80%の組織率を目標に掲げており、着実に伸びておりますが、来年度も引き続き重点的に取り組んでまいります。

次に、(2)その場で訓練！県民総参加型災害時初動対応訓練事業につきましては、昨年11月5日に県下一斉訓練を実施し、県民の皆様の積極的な参加によりまして、約28万人の方々に御参加をいただきました。今後も、防災意識の向上のため、事業を継続いたすものでございます。

次に、(3)九州広域防災拠点強化整備事業につきましては、今年度、熊本空港隣接地に整備しました防災エプロンに、現在別々の場所にあります防災消防ヘリと県警ヘリ基地を合築する事業費ほかでございます。

次の15ページをお願いいたします。

全て継続事業でございますが、説明欄の4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業につきましては、12月議会で契約締結議案を提出させていただきました防災行政無線システム再整備工事の費用でございますが、平成29年3月までの3カ年契約、総額約60億円余に係る平成27年度分の工事費約29億円余を計上いたしております。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

下段の人事管理費でございます。38億3,00

0万円余を計上しております。

内訳を右の説明欄に記載しておりますが、2、(3)外部監査の実施に要する経費、(8)人事給与システムなどの改修に要する経費、3、知事部局職員の退職手当、4、職員研修に要する経費などでございます。

前年度と比較しまして1億7,900万円余の増額になっておりますが、これは退職見込み者数の増加に伴う退職手当の増が主な要因でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

18ページをお願いいたします。

まず、1段目の一般管理費ですが、説明欄2の庁費は、知事部局の職員の赴任旅費等でございます。

次に、2段目の財政管理費ですが、説明欄1の財政管理費は、課の運営費等でございます。2から5が、財政課で所管しております基金へ利息等を積み立てるものでございます。

次に、3段目の元金、4段目の利子、5段目の公債諸費につきましては、県債の元金や利子の償還並びに県債発行に要する手数料等の年間所要額を計上しております。

最下段の予備費ですが、前年度と同額の2億円を計上いたしております。

19ページをお願いします。

公債管理特別会計でございます。市場公募債と借換債に係る発行と償還等の経理を、一般会計と区別するために設けております。

まず、最上段の元金ですが、説明欄1及び2につきましては、借換債や市場公募債の満期一括償還に係る償還元金でございます。

また、3の県債管理基金積立金ですが、これは市場公募債分の償還財源を積み立てるものでございます。償還満期が到来したときに一括して償還しますので、財政負担が集中し

ないように、償還のための財源を毎年度分割して積み立てているものでございます。

2段目の利子は、市場公募債及び借換債の償還利子でございます。

なお、説明欄に、来年度の市場公募債の発行計画を記載しております。(1)の共同発行債は、36の地方自治体と共同で発行する市場公募債です。また(2)は、本県のみで発行します個別発行債です。本年度と同様、共同発行債を300億円、個別発行債を200億円発行する予定にしております。

最下段の公債諸費は、県債発行に要する手数料等を計上いたしております。

20ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

これは地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務でございます。先ほど申し上げました市場公募債のうち、共同発行債につきましては、発行に参画する地方自治体で連帯して債務を負う必要があります。限度額につきましては、本県分を除く35の地方自治体の来年度の発行総額であります1兆3,910億円及びその利息について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

上段の文書費1億3,830万円余につきましては、行政文書の管理等に要する経費、情報公開事務、新公益法人制度の推進に関する事務、県公報の発行等に要する経費でございます。

次に、諸費の176万円余につきましては、東京周辺の県出身大学生の寮でございます有斐学舎を運営しております公益財団法人肥後奨学会への運営経費等の一部助成に要する経費でございます。

下段の大学費9億8,300万円余につきましては、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるために交付する運営費交付金、県立大学の業務実績の評価等を行います評価委員会の運営に要する経費等でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古谷総務事務センター長 総務事務センターでございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業費3,300万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、全体で5億9,700万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

1の人事管理費のうち(1)の総務事務センター運営費は、庶務事務の集中処理に係る嘱託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございまして、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費で、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅に係る建設費の償還や維持管理に要する経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費として4,700万円余をお願いしております。

総務事務センターは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の23ページをお願いします。

財産管理費で16億8,600万円余を計上しております。内容につきましては、右の説明欄をごらんください。

まず、1の財産管理費として2億900万円余を計上いたしております。

(1)の財産管理費は、庁舎等県有物件の火災共済に係る共済掛金等でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅、貸付財産等が所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理处分費800万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界測量等の委託費や除草等に係る経費でございます。

次に、3の庁舎等管理費は、庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございます。

(1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費及び警備等に係る経費、(2)の庁舎維持補修費は、建物修繕、清掃、空調、給排水等の維持、補修に係る経費でございます。(3)の県庁舎等LED導入事業は、本県は省エネ先進県を目指しておりますが、県庁率先行動として、県有施設へのLED照明の導入を進めております。来年度は、菊池振興局庁舎等へのLED照明の導入を予定しております。(4)の電話管理費・自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、公用車の管理経費でございます。(5)(6)は、いずれも出先機関の庁舎管理に関するものでございますが、(5)の地域振興局等庁舎管理費は、庁舎の光熱水費や清掃費で、(6)は、同じく庁舎施設や空調設備の改修等に要する経費でございます。来年度は、空調改修は球磨、天草両振興局庁舎を予定しております。

次に、4の県有財産利活用推進事業でございます。

県有財産につきましては、総合的な管理を行いまして、財産の効率的な活用や施設の長寿命化を推進する、いわゆるファシリティー

マネジメントに取り組んでおりますが、計上しております600万円余につきましては、この取り組みを進める経費のほか、未利用地売却の委託業務に要する経費等でございます。

次に、24ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

これは建設後20年を経過しております県庁北側の立体駐車場の改修工事に関するものでございます。雨漏り等の改修のため、27年度と28年度、2カ年で屋上の防水工事を計画しております。

この屋上は、現在職員駐車場として利用しておりますが、工事の際は、一時的に別の駐車場の確保あるいは公共交通機関等利用となりますので、28年度当初に短期間に工事を完了するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

諸費及び私学振興費、合わせて126億7,000万円余を計上しております。これは私学振興のための各種助成費等でございます。

主なものを御説明いたします。右の説明欄をごらんください。

私学振興費のうち、4、私学振興助成費でございますが、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園・中学・高校に経常的経費の助成を行うものです。(2)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、就学支援金を支給するものです。(3)の私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、就学支援金分を除いた残りの授業料等について減免を行う私立高等学校等に対して助成を行うものです。(4)の奨学

のための給付金事業は、低所得者の、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を給付するものです。(5)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園に対して助成を行うものです。1つ飛びまして(7)の認定こども園幼稚園機能整備事業費補助は、認定こども園の幼稚園機能部分の施設整備を行う市町村に対して助成を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

(8)の保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業は、認定こども園に勤務する保育士の幼稚園教諭免許状の取得に要する経費に対して助成を行うものでございます。(9)の私立学校施設耐震化促進事業は、私立学校施設の耐震化を促進するため、施設の耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事の経費に対して助成を行うものです。(10)は、熊本時習館構想関連事業でございます。主なものといたしましては、①の熊本時習館私学夢教育事業は、私立学校に通う生徒の夢を応援するため、教員の資質向上を図るための研修会や各界の第一人者による講演会等を実施する経費でございます。②の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、中高生の英語力向上のためのウェブ講座や実践的な進学指導などを行う海外チャレンジ塾に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

27ページをお願いいたします。

1段目の地域振興局費9,200万円余の主なものとして、説明欄(3)の広域本部・地域振興局政策調整事業7,000万円は、それぞれの地域の課題に主体的、機動的に対応するための経費です。

次に、最下段の自治振興費13億1,400万円余の主なものとして、説明欄(2)の権限移譲

事務市町村交付金1億700万円余は、県から市町村への移譲事務に要する交付金です。

(3)の市町村自治宝くじ交付金10億6,300万円余は、サマージャンボとオースタムジャンボ宝くじの収益金を県市町村振興協会に交付するものです。(4)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業1億890万円余は、システムの維持運営に必要な負担金、保守管理等に要する経費です。(5)の新規事業、市町村広域連携支援交付金2,000万円は、市町村の地方創生に向けて、国の定住自立圏等の財政支援がない広域連携を支援するための交付金です。

28ページをお願いいたします。

3段目の県議会議員選挙費6億8,200万円余は、26年度の予算1億7,600万円余と合わせて、4月3日告示、12日投開票の県議選を執行するための経費です。

次に、最下段の県知事選挙費8億3,500万円余は、来年4月15日に任期満了となる——知事選を、27年度内に行う想定での執行経費です。

市町村行政課は以上です。よろしくお願いいたします。

○竹内市町村財政課長 市町村財政課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

初めに、上の表、一般会計でございます。

2段目の自治振興費をごらんください。2,400万円余を計上しておりますが、内訳は、説明欄のとおりです。

(1)自治振興支援費等1,400万円余は、市町村の税財務行政の支援に要する当課の事務費でございます。

次に、下の特別会計の表をお願いします。

1段目の市町村振興資金貸付金でございますが、3億円余を計上しております。説明欄をごらんください。

(1)の市町村振興資金貸付金3億円は、市

町村等が行う公共施設整備事業等に対する貸付金で、来年度の借り受け希望額を踏まえ、本年度より1億円増額しております。

次に、2段目、一般会計繰出金1億2,100万円余ですが、これは広域行政に資する事業等の財源として一般会計に繰り出すものでございます。本年度の事業に加え、市町村行政課の新規事業、市町村広域連携支援交付金が増加したことにより、1,200万円余の増額となっております。

市町村財政課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田原消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料30ページをお願いいたします。

上段の防災総務費、3億1,900万円余でございます。

説明欄2の防災対策費は、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航管理及び防災消防航空センターの維持管理に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費2億6,000万円余でございますが、主なものとしましては、消防費の(2)市町村等消防施設整備補助でございますが、これは消防団用の車両を購入する市町村への補助金でございます。また、(4)消防広域化推進事業でございますが、これは市町村振興資金からの繰入金を活用し、広域化が実現しました熊本市と高遊原南消防本部管内町村に交付する広域消防体制強化支援交付金でございます。

説明欄4の消防学校費は、消防学校の管理、運営、維持、補修及び消防本部からの派遣教官に係る人件費の負担金でございますが、老朽化しております施設設備について、平成27年度も引き続き必要な改修等を行うこととしております。

説明資料31ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費でございますが、これ

は、火薬類、高圧ガス、LPガス、電気工事等の許認可、検査など、産業保安に関する事務経費でございます。

消防保安課は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料32ページをお願いいたします。

まず、1段目の税務総務費でございますが、26億1,100万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

主なものとしまして、3の納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対する事務取扱交付金のほか、県税の広報や租税教育の推進に要する経費でございます。6の県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用改修などに要する経費、7のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、ふるさとくまもと応援寄附金を基金に積み立てるものでございます。

2段目の賦課徴収費に37億8,300万円余を計上しております。

1の賦課徴収費は、県税の課税、収納及び滞納整理などに要する経費、2の公金取扱費は、個人県民税を賦課徴収する市町村や地方消費税を賦課徴収する国に対する徴収取扱費、3は、県税過誤納還付金でございます。

次に、3段目のゴルフ場利用税交付金から次ページ、33ページにかけましては、税収に伴って支出が法令上義務づけられている市町村への交付金並びに各都道府県への清算金でございます。

税務課は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○小原企画課長 企画課でございます。

説明資料35ページをお願いします。

下段の計画調査費でございますが、1億1,200万円余をお願いしております。説明欄をごらんください。

1の開発促進費に2,500万円余を計上しております。主なものといたしましては、全国知事会や各種協議会等への負担金及び事務費でございます。

次に、2の企画推進費に6,600万円余を計上しております。主なものといたしまして、(1)幸せ実感くまもと4カ年戦略推進事業は、政策評価に係る4カ年戦略委員会の開催や県民アンケートの実施及び4カ年戦略の広報等に要する経費でございます。1つ飛びまして(3)のフードバレー構想推進事業は、県南地域の活性化に向け、フードバレー推進協議会運営費負担金等に関する経費でございます。(4)の新規事業でございますが、「熊本版」官民協働海外留学支援事業は、地元企業からの協力を得て、熊本での就職を希望する大学生等に対する海外留学奨学金の支給等に要する経費でございます。

3の世界チャレンジ支援基金積立金として2,000万円を計上しております。このうち1,200万円は、民間からの寄附を予定しております。本基金を活用して、若手芸術家や学生、若手ビジネスマン等の海外チャレンジを支援することとしております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、7億3,900万円余をお願いしております。説明欄をごらんください。

まず、1の開発促進費の主な事業として、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業3億2,400万円余につきましては、水俣・芦北地域において、環境負荷の低減を講じつつ、地域経済、産業基盤の強化を図る取り組み等への支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費3億4,800万円余の

主な事業でございますが、(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、2億2,800万円を計上しております。これにつきましては、さきの補正予算で承認いただいた地方創生分の2億5,000万円と合わせて、合計で4億7,800万円となります。(2)水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業につきましては、6,200万円余を計上しております。(3)御所浦地域活性化推進事業につきましては、御所浦地域の活性化に要する経費でございます。なお、本事業を含む御所浦地域振興策の概要は、後ほど御説明させていただきます。(4)阿蘇草原再生事業につきましては、阿蘇の草原を守り、あか牛のいる景観を引き継ぐための取り組みに要する経費でございます。(5)ロアッソ熊本支援県民運動推進事業につきましては、860万円余を計上しております。

次に、3の特定地域振興対策費290万円余でございますが、過疎や離島など、特定地域の振興対策に要する経費でございます。

4の土地利用対策費でございますが、地価調査や土地取引の届け出審査などに要する経費でございます。

次の37ページをお願いいたします。

御所浦地域振興策の概要をここで御説明させていただきます。

架橋事業の長期化に伴う離島のハンディキャップをできる限り解消し、島民の皆様が幸せを実感できるよう、振興策を取りまとめたものでございます。

一番左側の4つの分野、交通、医療・福祉、教育、地域経済の4分野で取り組むこととしております。

主な取り組みとしまして、交通分野では、全島民を対象とした船賃の軽減などに7,800万円、医療・福祉分野では、平日夜間の医師確保などに1,500万円、地域経済分野では、交流人口の拡大などに2,100万円、合計1億1,400万円を計上しております。

個別の事業概要につきましては、関係する

委員会におきましても、健康福祉部、教育庁の各事業課より別途御報告することとしております。

地域振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

計画調査費について、6億4,900万円余をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

1の文化企画推進費2億4,800万円余の主な事業でございますが、(3)の世界文化遺産登録推進事業は、万田坑、三角西港、天草の崎津集落、阿蘇を世界文化遺産に登録するための経費でございます。(5)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、伝統工芸、伝統食、伝統芸能などから成る熊本の手仕事のよさを、フェイスブック、ホームページ等によって情報発信し、次世代への継承につなげる経費でございます。(7)の博物館ネットワーク推進事業、これは新たな熊本タイプの博物館であります熊本県総合博物館ネットワークの核となる熊本県博物館ネットワークセンターの設置、そのオープニングイベントの開催、資料データベース構築等に要する経費でございます。(10)は、新規でございます。プロジェクトSOSEKIは、平成28年度の漱石生誕150周年及び漱石来熊120周年に向けて、熊本の漱石を県内外に印象づける取り組みに要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費4億円余でございます。

(1)の県立劇場施設整備費は、県立劇場の天井の安全性の確認等のための調査及び開館から32年が経過した県立劇場の改修を、今後、適切かつ計画的に実施するための保全計画策定に要する経費でございます。(2)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者である公

益財団法人熊本県立劇場へ管理を委託するための経費でございます。

なお、計画調査費の前年度との差額、マイナス8億8,600万円余でございますが、まず1つは、県立劇場施設整備費として、今年度、トイレやエレベーターの改修に約6億、次に、博物館ネットワークセンターに併設した多目的広場の整備に約3億、合わせて9億円を国の経済対策の一環として整備したことによるその差額分でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の39ページをお願いします。

計画調査費として10億6,700万円余をお願いしております。内容につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。

1の川辺川総合対策費でございます。

(1)の川辺川ダム総合対策事業は、川辺川ダムの総合的な対応、五木村の振興に要する事務経費です。(2)の五木村振興交付金交付事業は、ふるさと五木村づくり計画に基づくソフト事業及び五木村生活再建基盤整備計画に基づく基盤整備事業に要する経費に充てるための村への交付金で、9億100万円余を計上しております。(3)の五木村振興道路整備(受託)事業は新規事業です。これは、国、県、村の3者合意に基づき、県は国道445号の九折瀬地区の整備を行うこととしていますが、ルートが当初計画の川辺川の左岸から右岸に変更することに伴い、村との協議により、左岸について、村道として村が整備する、また、整備に当たっては、県が施行を受託するとの合意がなされました。この合意に基づき、村道整備に要する測量設計費等として5,600万円余を計上しております。(4)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金も新規事業です。ダムによらない治水を検討する

場の合意に基づき、球磨川流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対して助成を行うもので、補助金として1億円を計上しております。

2の五木村振興基金積立金については、ふるさと五木村づくり計画に基づく事業の財源として基金を積み立てるもので、運用利息のみを計上しております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉田交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

計画調査費で13億5,400万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

まず、1の交通整備促進費でございます。

主なものといたしましては、(1)につきましては、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるために、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤設備の維持に関する経費や肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金として2億3,300万円余を計上しております。(2)につきましては、地域住民の方々の生活の足を維持するため、地方バス運行支援や生活交通の維持活性化及び御所浦航路の振興に向けた取り組みを行う市町村に対する支援等として5億4,600万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費でございます。

主なものといたしましては、(1)につきましては、阿蘇くまもと空港整備の直轄事業負担金や新規国際線開拓に向けた施策を推進するための国際線振興協議会への負担金等として4億4,700万円余を計上しております。(2)につきましては、天草地域の活力維持向上に重要な役割を担っている天草エアラインの安全かつ安定的な運航のために、地元市町と連携して行う機材整備に要する経費や天草空港利用促進協議会への負担金等について、1億

2,300万円余を計上しております。

なお、昨年12月定例会の際に御報告させていただきました空港ライナーの運行につきまして、別添資料で平成27年度の運行方針を説明させていただきます。

右欄に、総務常任委員会説明資料、平成27年2月議会、交通政策課と書かれた資料をごらんください。

まず、阿蘇くまもと空港については、新4カ年戦略に掲げた空港利用者300万人を突破いたしました。今後、ビジネスや観光客の増大、国際化の進展が期待される中、400万人という新たな目標を見据え、九州の核となる空港を目指すことが求められます。

次に、本県の空港アクセスの現状、課題についてですが、現在、空港に直結しているのは、熊本中心部からの空港リムジンバスと八代地域からのすーぱーばんぺいゆのみであり、他地域からの都市間高速バスは、乗り継ぎの結節機能等、今後改善の検討が必要でございます。また、鉄道ネットワークにおいても、空港には接続しておらず、定時性や速達性にすぐれた鉄道直結のアクセスが求められているところでございます。

こうした中で、空港ライナーは、平成23年10月から試験運行を開始いたしました。これまでの3年間でノウハウを蓄積するとともに、利用者も年々着実に増加をしているところでございます。

裏面をごらんください。

利用動向としまして、これまでのアンケート調査によりますと、まず、県外と県内利用者は半々であり、県内利用者では、熊本市が19%と多く、次に大津町14%となっております。

次に、旅行目的といたしましては、仕事や研修が一番多く、36%となっております。

また、肥後大津駅では、県内・県外利用者とともに約6割がJRに乗り継がれておられます。

なお、料金について尋ねておりますが、有料でも利用するが80%、利用しないが20%となっており、有料の場合、200円と答えた方が35%と、最も多い結果となっております。

こうした状況を踏まえ、平成27年度運行方針でございますが、これまでの試験運行により運行上の課題が一定程度整理され、利用者の定着も図られてきたところでございますが、今後の空港利用者の増加を見据え、空港アクセスの全体を再検討する必要があること、空港ライナーの詳細な分析と増便や応援便の対応など、運行上への新たな課題への対応方策の検討が必要であることから、平成27年度においても試験運行を継続したいというふうに考えております。

なお、空港は、鉄軌道が直結して定時性、速達性が確保されることが望ましいですが、国内乗降客数上位空港のうち、鉄軌道が直結していないのは鹿児島空港と阿蘇くまもと空港のみであります。空港ライナーは、その直結性を補完する役割を担うことから、引き続き無料で運行することとしております。

平成27年度の運行につきましては、これまで同様、大津地区のタクシーグループに委託して行いますが、現行の1日当たり45便からの増便を予定しております。

運行経費につきましては、料金の算定方法を一部変更し、増便運行に対応するもののみ増額しております。これに伴い、県以外の団体に対しましても、費用負担の増額を要請しているところでございます。

交通政策課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

資料は41ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、5億5,000万円余の予算をお願いしております。内訳につきまして、資料右の説明欄により御説

明いたします。

(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理、運営に係る経費でございます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、パソコン調達及び各種情報システムの管理、運営等に係る経費でございます。(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システム及び汎用型地理情報システムの運営に係る経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、4億6,000万円余の予算をお願いしております。

内訳といたしましては、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、熊本県総合行政ネットワークの管理、運営及び県庁と各地域振興局とをつなぐ通信回線の借りに係る経費でございます。(2)の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が行う携帯電話基地局整備に係る国庫補助金でございます。(3)のスマートひかりタウン熊本推進事業につきましては、ICTを活用した各事業の運営に係る経費でございます。(4)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、番号制度導入に係るシステム整備等に係る経費でございます。(5)のスマートフォン向けアプリによる地域情報発信事業につきましては、スマートフォン向けアプリの運営に係る経費でございます。

以上、情報企画課関係で合計11億7,000万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

中段に、委託統計費として8億8,300万円余をお願いしております。説明欄をごらんく

ださい。

2の委託統計費周期分が8億400万円余となっておりますが、このうち国勢調査が7億6,000万円余を占めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○福島会計課長 会計課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございます。

2段目の会計管理費について、1億6,735万円余を計上しております。

主な事業費といたしましては、説明欄(2)にございます総合財務会計システム管理費、1億4,595万円余でございます。会計管理費は、前年度に比べまして2,685万円余減額しておりますが、これは主に総合財務会計システムソフトウェアの更新に伴います改修経費の減によるものでございます。

3段目の利子につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。これは、歳計現金が不足したときに行います、一時借り入れの支払い利息でございます。

下段の熊本県収入証紙特別会計をお願いいたします。

一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。

収入証紙特別会計は、収入証紙で納付されます手数料等の収入を一元的に管理し、関係課で受け付けました各種許認可等の申請実績に応じまして、一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田上管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の45ページをお願いします。

2段目の会計管理費につきましては、2,700万円余を計上いたしております。

説明欄の(1)管理調達事務費1,300万余につきましては、課の運営費でございます。(2)の電子入札システム管理運営事業費1,400万円余につきましては、県と市町村で共同運営しております電子入札システムの運営費負担分でございます。

次に、資料46ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為につきましては、各所属で発生します共通的な業務委託につきまして計上いたしております。

上段の情報処理関連業務でございますが、限度額7,200万円余をお願いしております。主なものとしましては、各種情報システムの運営管理業務など7件分でございます。

下段の事務機器等賃借でございますが、限度額17億7,900万円余をお願いしております。これは、パソコン、ファクスなど、事務機器のリース65件分でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○井上人事委員会事務局公務員課長 人事委員会事務局でございます。

資料の47ページをお願いします。

まず、上段の委員会費599万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費につきましては、1億5,500万円余をお願いいたしております。

説明欄2の運営費2,800万円余につきましては、県職員等採用試験の実施に要する経費、公平審査事務、給与制度の調査研究に要する経費のほか、(5)の新規事業「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を獲得するために実施する広報活動等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬戸監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。

説明資料、同じ47ページの下段の表をお願いいたします。

上段の委員費2,200万円余につきましては、説明欄にありますように、監査委員4名の報酬並びに旅費等、監査に要する経費でございます。

下段の事務局費でございますが、説明欄の運営費の800万円余につきましては、事務局職員の旅費等、監査に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○後藤議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億1,020万円余を計上しております。これは、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費、議会改選経費等の経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、4億830万円余を計上しております。これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会史の編さん費、庁舎管理費、議会棟本館エレベーター更新などの議会棟設備更新工事費及び議会棟の外壁等補修の設計委託費でございます。

議会事務局全体といたしまして、合計で13億1,860万円余を計上しております。

以上、よろしく御審議ください。

○青木人事課長 人事課でございます。

A4縦の総務常任委員会資料(後議/条例等関係)の1ページをお願いいたします。

第55号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。3ページを

お願いいたします。3ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨は、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容でございます。

(1)は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく支給認定の申請等の受け付けに関する事務について、熊本市へ移譲するものでございます。

この事務は、これまで要綱に基づき行われておりましたが、関係法が改正され、法令に基づく事務となったことに伴い、規定を整備するものでございます。現行の取り扱いを変えるものではございません。

(2)(3)(4)は、法制上の整理でありまして、これらも現行の取り扱いを変えるものではございません。(2)は、いわゆる第4次一括法の施行に伴い、熊本市分については、県の事務ではなくなったことに伴うものでございます。(3)は、法律の名称変更に伴うものです。(4)は、医療法の一部改正に伴う番号の修正を行うものです。

3、施行期日でございます。

平成27年4月1日を基本としておりますが、(4)は、公布日の施行、(3)は、関係法の改正施行日である平成27年5月29日の施行としております。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

第56号議案熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料7ページをお願いいたします。資料7ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨は、行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、県民の権利利益の保護の充実を図るため、下記2で記した制度を県においても整備するものでございます。

2、主な改正内容について御説明いたします。

(1)行政指導の中止等の求めでございます。これは、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思うときは、申出書を提出することで行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるとするものでございます。

申し出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、必要と認めるときは、その行政指導の中止など、必要な措置をとることとなります。

(2)処分等の求めでございます。これは、何らかの法令に違反する事実がある場合において、その是正に必要な処分または行政指導がされていないと思うときは、申出書を提出することで処分または行政指導を求めることができることとするものです。

申し出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、必要があると認められるときは、処分または行政指導を行うこととなります。

(3)行政指導の根拠等の提示義務でございます。これは、行政指導を行う際に、許認可等を行う権限や許認可等に基づく処分を行う権限を行使し得る旨を示す場合には、(1)から(3)に記載しております事項を相手に示さなければならないとするものでございます。

3、施行期日は、行政手続法改正の施行日に合わせて、平成27年4月1日としております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

8ページ、第57号議案、熊本県手数料条例の一部改正でございます。

飛びまして、22ページの概要で説明させていただきます。22ページをお願いいたします。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、道路交通法施行令や第4次一括法の施行に係る関係法令の一部改正等に伴いまして、手数料の規定を整備するものです。

次に、2の主な改正内容ですが、まず(1)が、新たに手数料を設けるもので、14項目ございます。①から⑭までが、それぞれ法令の改正等に伴い、新設するものでございます。また⑬は、農業研究センターへの新たな試験機器等の導入に伴い新設するもの、さらに⑭は、他県との均衡を踏まえ、新設するものでございます。

次に、(2)が、手数料の額を改定するもので、18項目ございます。23ページにかけまして、①から⑭は、道路交通法施行令の改正に伴いまして、自動車運転免許等に関し、国が定める標準額の改正に沿って手数料の額を改定するものでございます。それから⑮は、産業技術センターへの新たな試験研究機器等の導入に伴うもの、また⑯は、林業研究指導所における試験の種類を追加することに伴うもの、さらに⑰及び⑱は、九州各県等との均衡を踏まえ、改定するものでございます。

次に(3)は、手数料を廃止するもので、4項目ございます。いずれも、国の制度改正や法の改正に伴い、廃止するものでございます。

次に、(4)その他規定の整理は、法令の改正に伴う文言整理や条ずれ等でございます。

続きまして、3の施行期日ですが、県独自に改正するものは、平成27年4月1日から、また、法令等の制定や改正に伴うものは、それぞれの施行日からとしております。

最後に、4のその他は、今回の手数料条例改正に伴いまして、収入証紙条例の関係規定を整理するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定でございます。内容につきましては、27ページの概要にて御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料につきましては、財産条例において定めておりますが、今回、その額を改め、あわせて電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、改正の内容としましては、行政財産である土地に地下埋設物を設置されるときの使用料の算定につきましては、熊本県道路占用料徴収条例に定める占用料の額を引用して定めておりますが、道路占用料の改定が予定されておりますので、財産条例において定めている地下埋設物を設置する場合の使用料につきましても改定するものでございます。

あわせまして、電柱類を設置する場合の使用料について、電気通信事業法施行令第5条の規定により算定した額としておりますが、同条例第5条が第6条に改められましたことに伴い、財産条例につきましても改正を行うものでございます。

施行期日は、27年4月1日からとしております。

以上、条例改正の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は、29ページの概要で御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨ですが、住民の利便性向上と行政事務の効率化の観点から、知事と市町村長が住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットを活用できる事務について、条例に追加するものです。

主な改正内容の(1)は、現在、市町村同士で住民票等の請求を行うなどして住所等を確認しております水道料金と下水道使用料の未収金の徴収事務を、住基ネット利用により本人確認ができるようにするものです。

次に(2)は、現在、県が母子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収に住基ネットを利用している事務に、昨年10月に創設されました父子福祉資金貸付金を追加して、住基ネットで本人確認ができるようにするものです。

以上が主な改正内容です。

この条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。

○竹内市町村財政課長 市町村財政課でございます。

30ページ、議案第60号熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は、次ページの概要でさせていただきます。31ページをお願いいたします。

まず1、条例改正の趣旨ですが、広域連合が行う地域振興事業に要する資金の貸し付け等をこの特別会計で経理するために、関係規定を整備するものです。

その改正内容は、2のとおり、広域連合を、一部事務組合と同様に、市町村に含めて取り扱うこととするものです。

施行期日は、公布の日としております。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

説明資料32ページをお願いいたします。

第61号議案熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。33ページの条例の概要で御説明申し上げます。

1、条例改正の趣旨でございますが、水と

みどりの森づくり税につきましては、条例附則第6項で、条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという規定が設けられております。今回、この規定に基づきまして検討を行いました結果、平成27年度以降も継続することとし、それに伴い関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容でございますが、平成31年度を目途に、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

34ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり税は、個人県民税及び法人県民税均等割の超過課税として、平成17年度から導入しております。

税の概要、決算状況及びこれまでの成果につきましては、記載しているとおりでございます。

今後の対応でございますが、森林や林業を取り巻く現状は一段と厳しい状況にあり、本税を活用し、手入れの行き届かない森林の整備等を通じて、森林の公益的機能の維持、増進を進める必要があるなどの理由によりまして、現行制度を維持することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

第62号議案熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。36ページの条例の概要で説明申し上げます。

1、条例改正の趣旨でございますが、産業廃棄物税につきましても、条例の附則第6項で、条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途とした検討の規定が設けられております。今回、この規定に基づきまして検討を行

いました結果、今後も継続することとし、それに伴い関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容でございますが、平成31年度を目途に、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

37ページをお願いいたします。

産業廃棄物税は、九州地方知事会の中で、九州各県共同による導入に関する合意事項を踏まえまして、法定外目的税として平成17年度から導入しております。

税の概要、決算状況及びこれまでの成果につきましては、記載しているとおりでございます。

今後の対応でございますが、税導入前と比べ、最終処分量は半減し、その後もほぼ横ばいで推移しており、本税を活用し、排出抑制、再使用及び再生利用を進める必要が今後もあるなどの理由によりまして、現行制度を維持することとしております。なお、九州各県も継続する予定でございます。

以上でございます。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

議案第63号と議案第95号は関連がありますので、あわせて御説明させていただきます。資料の38ページをお願いいたします。

議案第63号熊本県博物館ネットワークセンター条例の制定でございます。43ページの概要で御説明させていただきます。

まず、条例制定の趣旨でございますが、県内どこに住んでいても博物館活動に参加できる新たな熊本タイプの博物館である熊本県総合博物館ネットワークの構築を目指し、現在の松橋収蔵庫をネットワークの核となる熊本県博物館ネットワークセンターとして位置づ

けるものです。

2、主な制定内容ですが、2の(1)から(5)にかけて、設置の目的を定めること、それから、設置場所を宇城市とすること、実施する業務、職員、休館日や開館時間について定めております。また(6)から(8)にかけて、併設する多目的広場についての使用許可や使用料等を定めております。

3、施行期日でございますが、多目的広場に関する条項を除き、本年4月1日、多目的広場に係る条項につきましては、本年10月1日でございます。

次に、資料の46ページをお願いいたします。

議案第95号熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務を委託することの協議についてでございます。48ページの概要で御説明申し上げます。

提案の趣旨でございますが、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務を、宇城市に委託することについて協議を行うものでございます。

2、規約の主な内容ですが、(1)委託事務の内容といたしまして、多目的広場等の提供、使用の許可及び使用料に関する事務、指定管理者による管理に関する事務、維持管理等に関する事務など規定しております。また(3)使用料等の収入ですが、事務委託に伴い、宇城市が徴収した使用料等は、全て宇城市の収入とすること、(4)経費の支弁につきましては、事務委託の管理及び執行に要する経費は、宇城市が支弁すること等を定めております。

3、事務の委託の開始日は、本年10月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料44ページをお願いいたします。

第94号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。ページめくりまして、45ページの概要で説明をさせていただきます。

1、契約の内容は、地方自治法で実施が義務づけられております包括外部監査につきまして、外部監査人から監査を受けるとともに、監査結果に関する報告を受けることを内容とするものでございます。

2、契約の期間は、平成27年4月1日からの1年間でございます。

3、契約金額は、1,307万3,000円を上限としております。

4、契約の相手方は、公認会計士の星野誠之氏を予定しております。星野氏については、米印、選任の理由の2つ目の丸をごらんいただきたいと存じます。

星野氏は、平成19年度から平成24年度まで、本県包括外部監査人補助者として、また、平成25年度からは包括外部監査人として本県の監査に携わっていただき、監査の遂行に当たって必要な地方自治体の財務管理などの識見を有していらっしゃる方でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたが、ここでしばらく休憩いたします。11時25分から再開します。

午前11時13分休憩

午前11時22分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 防災ですけれども、自主防災組織が80%の組織率ということで、かなり

高い率を示しているなど思うんですけども、ただ問題は、その実態ですよね。組織はできたけれども、中身はないというケースがよくある。その実態の把握等々はどういうふうに行われているのかですね。あるいは、報告を取りまとめたり、それを評価したり、そういうことはされているのかどうかということが1つ。

○岡田危機管理防災課長 自主防災組織の率の上げ方につきましては、設立の支援員を設置いたしまして、設立支援員が直接自治会の会議あたりに出向きまして、設立後どういった活動をするかを含めまして説明をいたしているところでございます。

自主防災組織につきましては、まず、高齢化している地域が多うございますので、防災に当たっては、救助活動を直接行うとか、そういったことではなく、お互いに声をかけ合って早目の避難をするですとか、あるいは平常から災害の備えを学び合うですとか、そういった平常時の取り組みについてもわかりやすく説明した上で設立をいたしております。

○岩下栄一委員 大事なことは、やっぱり自主防災組織の実態であって、実際の防災訓練であるとか、そういうものをちょくちょくやっているかどうかとかね。ただ、組織はできたけれども、何もしよらぬというところがあるいは多いかもしれぬなというふうに思うものですから。

それと、防災訓練なんかで、起震車の出動をお願いして、子供たちに起震車の体験なんかしてもらうんだよね。けども、起震車が少なくて、要するに回せませんという回答がとても多いというふうに聞いております。起震車の整備等は、その後どうなっているんですかね。

○岡田危機管理防災課長 活動状況につつま

しては、今般の設立促進の補助事業につきましては、設立のみだけではなく、2年目、3年目の活動支援も一部補助をいたしているところでございます。

また、起震車についてのお尋ねですが、起震車は、熊本では熊本市消防局が所有しておりますが、熊本県内では、この熊本市で所有しているものだけでございます。

○岩下栄一委員 ないんですか、じゃあ。熊本市消防は何台ぐらいあるんですか。

○岡田危機管理防災課長 1台だと伺っております。

○岩下栄一委員 たった1台で全県下をカバーしているんですか。

○岡田危機管理防災課長 熊本市消防局の話では、要望に応じて、必要に応じて出向いて展示をするというふうに伺っております。通常ですと、中央消防署の防災研修センターに配置になっているかと思います。

○岩下栄一委員 じゃあ、県内にはそれだけしかないんですか。

○岡田危機管理防災課長 熊本市消防局で所有しているもののみでございます。

○岩下栄一委員 今後導入する予定とか、そういうものはございませんか。

○岡田危機管理防災課長 県のほうでは、導入する予定はございません。

○岩下栄一委員 できれば、熊本県でも所有して、自主防災組織が防災訓練なんかする場合に出動して、地震の怖さとかなんかを子供たちに知らしめるということが大事だろうと

思いますけれども、まあ、以上、申し上げておきます。答えは要りません。

○田代国広委員長 各委員をお願いします。質疑される場合は、ページ数を言ってから質疑をしていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○西聖一委員 じゃあ、何点か、済みません、お尋ねいたします。

38ページ、世界文化遺産に向けての皆さんの御努力については、本当に敬意を表したいと思いますし、着実に一つずつ遺産認定に向けて進んでいるかなと思っていますが、先般、世界ラグビー大会も試合の誘致もできましたし、あわせて世界女子ハンドボール大会も熊本県で実施するわけですから、そのときに海外からもたくさんのお客さんが来るので、ぜひともそういう方にPRする絶好の場がその世界遺産認定だと思っています。

そうすると、おのずと、4年後に来てもらうためには、受け入れの施設整備とか、案内とか、旅館とか、そういうのが必要になってきますので、計画すると、もうあと1～2年ぐらいで認定しとかなないと間に合わないんじゃないかなと、個人的には思っていますね。

そういう点では、今担当課としてはどのような見通しでいられるか、お聞きしたいと思います。

○本田文化・世界遺産推進室長 世界遺産推進室長の本田でございます。お答えいたします。

世界遺産について、本県では3つの遺産に取り組んでおりますが、まず、明治日本の産業革命遺産ということで荒尾市の万田坑、三角西港、これが、ことしの6月には、もう世界遺産委員会にかかって登録の可否が決定されるという流れでございます。もう1つ、長崎の教会群、これは天草の崎津集落でござい

ますが、ここが、来年の世界遺産委員会に、順調にいけばかかって登録の可否が決定されるということで、そうすると、順調にいけばことし、それから来年、続けて県から世界遺産の資産が誕生するというので、当然受け入れ体制につきましては、地元荒尾市、宇城市あるいは天草市、これを中心に、ガイドさんの養成でございましてサインの整備、そのようなものに取り組んでいるという状況でございます。

○西聖一委員 くれぐれも認定だけで終わってしまわないようにですね。本当に回るように、いろんなことを考えていただければと思っています。

それから、47ページの人事委員会のほうにお尋ねします。

新規事業のほうで「県庁のしごと」魅力発信事業ということで、優秀な方をこの熊本県に採用する、大事なことだと思っています。ただ、もう御存じのとおり、行政改革の中で、ことしも退職者が、はっきり人数はわかりませんが、かなりやめていく中で、新規採用はその半分、まあ6割、7割ぐらいじゃないかという現実がありますし、熊本県から高校、大学、流出どんどんしていますけれども、そういう仕事先で見ますと、製造業の次がやっぱり公務員になる方が多いということで、熊本県の若者は、地元の公務員になれば一番いいんじゃないかなというデータもあるようです。

そういう中で、なかなか、いい人材をとりたいたけれども、人数は確保できないというのは——厳しいかなと思うんですが、そういう点はどう人事委員会としてはお考えでしょうか。

○田中人事委員会事務局長 御質問ありがとうございます。

人事委員会としては、今攻めの人事委員会

というものを目指しながら、受け身だけではなくて、積極的にいろんな事業に取り組みたいというところで、この新規事業を今回お願いをいたしたわけでございます。

いかに優秀な人材を県庁に入れていくのが、今後のいわゆる県庁の命運を左右するものと思っておりますので、いろんなところに、東京方面も含めて、大阪とかあるいは広島方面も含めて、公務員を志す県出身者を中心として県庁に入れていきたいというような内容でございます。

そのような中で、今、公務員の人数ですね。そこらあたりは、これからいろんな業務とのかかわりの中で枠が決まってくるわけにありますけれども、そういう中でより優秀な人材ということを絞り込みながらやっていくしかないのかなと思っております。

もちろん、いろんな事業の取り組みによって職員数がどうなっていくのかというのがありますけれども、それと連動しながら、知事部局あるいは任命権者と連携をとりながら、優秀な人材を入れていきたいと思っております。

○西聖一委員 大変でしょうけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

あと2点だけよろしいですか。

条例関係です。34ページ、県の水とみどりの森づくり税と、あわせて産廃税でも、平成31年度をめどに見直し規定を設けるという項目が、今回2つ条例に入っているんですけれども、これを入れる必要性がちょっとわからないんですが、その点をもう少しお聞きしたいと思います。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

水とみどりの森づくり税並びに産業廃棄物税につきましては、平成17年度から導入したものでございますけれども、それぞれ当時の情勢によりまして導入した経緯がござい

す。

水とみどりの森づくり税については、例えば、当時、自然林がかなり崩壊しているというふうな中で、なおかつ鹿等の被害が発生したというようなことも踏まえまして導入をした経緯がございます。

そういう中で、なかなか、人工林化するというようなことはかなり進んでいるんですけれども、さらにもう少し頑張らないと、林業者の方たちの経営がなかなかうまく成り立たないとか、鹿の被害がなかなか収束しないとか、そういうことが今後も予想されるという中で、さらにまた5年間継続をお願いしているということでございます。

○西聖一委員 言わんとすることはわかるんですけれども、通常、条例の改廃、それから見直し、そういうのは、わざわざうたわなくても、検討した結果こうなりましたとやってもできるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば料金上がりますよ、下げますよと今までもずっとやってきているわけであって、この規定を何であえて入れなくちゃいけないのかがよくわからないんですけれども。

○斉藤税務課長 この税については、個人県民税の超過課税ということで、広く県民の方たちに1人当たり500円をお願いしているところでございます。ということで、5年ごとに効果検証をしまして、その税の必要性について議論をしてから継続をお願いしているということによるものでございます。

○西聖一委員 わかりました。

最後に、熊本県がこれから取り組みますネットワークセンターに関する事務で、48ページなんですけれども、ここが一番最後ですけれども、ずっと見ていくと、県は、センターを設置し、宇城市に所在を定めて、そして広場のほうの管理、運営はまた宇城市に委託を

するという形、そして、宇城市は、さらに宇城市の指定管理の規定に基づいてまたどこかに委託するような感じで最後とったんですけれども、これは又貸しということでしょうか。お尋ねします。

○吉永文化企画課長 宇城市への管理委託に関する御質問でございますけれども、ここで指定管理の条項を設けておりますのは、現在、宇城市が、市内に、今回委託を受ける多目的広場以外にも、独自の公園を5つ、6つお持ちでございます。現在、それらは直営でやっておりますけれども、将来的には、効率化を図るために、全てを指定管理にすることも視野に入れているということです。当面は、10月1日に委託して、すぐに指定管理にするという予定は今のところ宇城市もございませんが、長期的に宇城市内全体の公園管理のあり方を含めて総合的に勘案した結果、指定管理にするといった場合に、本県が委託する多目的広場も同様になるということでございます。一応、その余白として、今回、指定管理の条項を設けておるということでございます。

○西聖一委員 私は、自治法はよくわかりませんが、県は指定管理者制度を設けて、直接知事が委託しますけれども、今回は宇城市に委託するわけですから、そこまでは全然問題ないですけれども、その宇城市がまた委託管理することについては問題はないんですか。

○吉永文化企画課長 ただいま申し上げましたように、宇城市全体の公園管理の中での枠組みでの一つのやり方というふうに捉えておりますので、そのこと自体には特段問題はないと考えております。

○西聖一委員 もうそうおっしゃるのなら、

そういうことで終わりたいと思います。

○内野幸喜委員 私も幾つかあるんですけれども、まず、財政課に2点お聞きしたいんですけれども、2ページ。

財政調整用4基金の残高が12億円積み増しになって、久しぶりに100億円を超えることになるわけですが、熊本県の場合、決して財政がいいわけじゃないと。これは熊本県に限ったことではなくて、全国の都道府県、まあ一部東京とかは別として、ほとんどの道府県は財政が決してよくないわけですね。

その中で、熊本の特徴的なものというのが、やっぱり今まで手持ち資金の少なさというのがあったと思います。今回100億円を超えたわけですが、大体どれぐらいを目標にしているのか。これぐらいあれば比較的、まあ財政が厳しい中でも、手持ち資金が多ければ比較的いいのかという、その目標額というのは定めているんですか。

○福島財政課長 財政課でございます。

財政調整用4基金残高の目標のお尋ねでございます。

今のところ、特別に幾らを目標というのは特段設けてはおりません。これにつきましては、国のほうからも、それぞれの自治体の規模に合わせて、何か一定の額を積むようにという助言、指導等もあっております。

こういう中で、本県として、今やっている方針といたしましては、ここにも書いておりますとおり、臨時的な土地の売却収入等が発生したときに、これを全て一般財源として全額使うということではなくて、できる限り、将来の施設の改修等が見込まれますので、こういったものに備えて、できる限り、そういった臨時的な収入が発生したときは、少しでも多く積み立てようということで、今取り組んでおります。

こういう中で、昨年、それから今回ということで、土地の売却収入を積み立てさせていただいているというところでございます。

○内野幸喜委員 大体同規模の県とかは、大体どれぐらいこの基金の残高ってあるんですか。

○福島財政課長 財政調整用基金といったときに、一番代表的なのは財政調整基金、これは4基金の中の1つで、財政調整基金というのがあります。それともう1つ、減債基金、本県では県債管理基金と呼んでいます。この2つが、基本的には全国で比較するといえますか、参考に——他県がどれぐらい持っているとか、参考にしているんですけども、正直、当初予算編成後のこの額につきましては、余り大きいほうではありません。

そういう中で、できる限り——あともう一つは、今よく言われるのが、国が要は借金して交付税を交付していると、そういう中で基金を単に積むということはどうかという議論もありますので、そういう中で、本県につきましては、今申し上げました財政調整基金と県債管理基金につきましては、基本的には同額として、もう一つの県有施設整備基金という、将来の施設の改修等に備えまして、その基金について、できる限りふやしていこうという方針で今おるところでございます。

○内野幸喜委員 じゃあ、これはもう終わってからでいいので、他県のがわかるようなのがあればいただければと思います。

それからもう1点、財政課に、9ページですね。これは財政課に聞くべきことじゃないのかもしれないですけども、先ほど福島財政課長の話の中で、瀬目トンネルという話が出たものですから。これは災害復旧事業費のところですね。

増額の理由として、瀬目トンネルという話

が出ました。この瀬目トンネルは、これは国が整備したわけですね。瀬目トンネルってそうだったですね。国が整備して、その後県に管理委託されて、その後、いろんな地すべりとかがわかって、これについて私が腑に落ちないのが、県がやっぱりそこもずっと負担していかなければならないのかなというのが一つやっぱり腑に落ちないというか、疑問に感じるところがあるんですね。そこはどうなんですか。これは、やっぱり財政課に聞いてもちょっと難しいですかね。

○福島財政課長 ちょっと財政課で答えにくいところはあるんですが、財政課で理解しているのは、瀬目トンネルについては、その管理が県に移ったということでございまして、県としてどのような対応をするかという中で、今回、財政面からいえば、災害復旧事業費でこれをやるということ自体は、当然国庫補助もあります。補助裏の災害復旧事業債というのは、交付税措置も高いということで、その点は非常に財政課としてはよかったなと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 文化企画課ですね。先ほどちょっとお聞きすればよかったんですが、38ページですね。

プロジェクトSOSEKI、これは恐らく来年ですかね、ちょうど亡くなって没後100年ということで、プロジェクトSOSEKIということで、新規の事業として出ていると思うんですが、私はこれは決して悪いことじゃないと思います。

ただ、熊本イコール漱石というのが——まあ、私たちは当たり前に思っていますけれども、生まれたところは熊本じゃないわけですね、生まれたところは。そういったところで、あと例えば愛媛なんかも漱石のイメージも強いですし、その点はどんな感じでこれか

らアプローチしていくのかというところをお聞かせいただければと思います。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

今お尋ねのプロジェクトSOSEKIの件でございますが、おっしゃいましたように、来年度、漱石生誕150周年、来熊120周年、没後100年という節目に当たるわけでございます。

今、くしくも愛媛県の名前が出ましたけれども、漱石は、4年3カ月熊本に住んでおります。一方、松山には1年しか住んでおりません。それに比べて、全国的には愛媛「坊っちゃん」の印象が非常に強く、熊本に漱石はいたのかというようなことをおっしゃる方の中にはいらっしゃいます。その一方で、熊本には、4年3カ月住んでおりましたけれども、6回転居しているわけですが、そのうち3軒はまだ建物が現存するというような状況にあります。

そういった中で、県としましては、とにかく松山に比べて影が薄い熊本の漱石、これを全国的にアピールして、地域振興、文化振興、あらゆる面で全国的にアピールしていきたいというふうに考えております。それを県民運動的なレベルにまで高めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 わかりました。

何ページだったか、地域振興課になるんですかね。振興局とか広域本部の件ですね。

今、権限移譲とかで市町村にいろんな権限が移譲されたりとかしています。例えば、玉名のほうは、広域本部ということで、今菊池になったわけですね。さっき言った権限移譲とかで、市町村とかにどんどん移譲されている中で、逆に今度は、例えば今まで出先でできていたものが、広域本部まで行かないと

いけないというものも、一部やっぱり出てきているわけですよ。例えば、税務課なんかは、収税なんかは菊池のほうに行っているところ。

これは、1つ地元の区長さんから言われたのが、今まで玉名で済んでいたものが、菊池の振興局まで行かないといけなくなったと、車を持っていらっしゃらないと、玉名までバスで行って、また玉名でバスを乗りかえて菊池までとか、非常に時間がかかると。

集約化するということは決して悪いことじゃないんですけども、例えば、じゃあ1カ月に1回とか2回とか、菊池でやっているものを出張みたいな形で玉名でできないかと、そういう意見があったんですね。その点、お考え等、お聞かせいただければなというように思います。

○青木人事課長 委員御意見のとおり、そのような意見があるということは承知しております。

広域本部の目的として、2つありまして、1つは広域的な地域振興、もう一つは、専門性等を向上させるために、広域本部に業務を集約化して、その専門性、効率性を高め、住民サービスの高度化に資するというのが2つ目の目的でございます。

ただ、遠方の方の利便性という点では、確かに御指摘のようなこともございますので、一般論で申し上げますと、例えば、一定の期間、広域本部の職員が当該振興局に出向いて窓口業務をするでありますとか、あるいは税務でありますと、振興局に一定の相談窓口を設け、そこから広域本部につなぐと、そういうような工夫をしまして、できるだけ住民の方々に不便にならないように努めているところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 今それを検討しているとい

うことですね。

○青木人事課長 今もそういうようなこともやっておりますし、例えば税務の自動車税の申請が立て込みます5月ぐらいの時期に、広域本部から振興局に出向いて、窓口を集中的にやるとかというようなことは、現在もやっております。

ただ、そういった窓口業務の状況も見ながら、今後ともいい方向に改善していきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 ぜひお願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 37ページ、御所浦振興でお尋ねしたいんですけども、島民の定期船の運賃をバス並み運賃に、フェリー料金も30%減というふうになっておりますが、まず、御所浦一棚底がバス並みというのは大体幾らなのか。このフェリーというのは、カーフェリーのことなんでしょうか、ちょっとわからないんですけども、少し教えてください。料金も含めて。

○横井地域振興課長 バス並み運賃というのは、現在550円の運賃を400円、約30%減ということでございます。同じ距離をバスで走った場合の料金がほぼ400円ということで、そういうふうに設定させていただいております。

フェリーは、定期航路化ということでございますよね。

○高野洋介委員 フェリーというのは、車に乗せるやつも含めているとは思んですけども、要は、御所浦の人が本渡なり棚底に行くときには、自分で行く人もいらっしゃるし、車に乗せていく人もいらっしゃるわけ

ですよ。だから、例えばカーフェリーの場合は、人間と車の料金は別々ですよ。当然。ですから、そこを30%ぐらい値引きというか、補助するののかという話を今聞いているんですよ。

○横井地域振興課長 フェリーの場合も、運賃は30%、約1,000円の値引きを今のところ検討しております。

○高野洋介委員 これは簡単に言うと、証明書みたいなやつはどういった体系でされるのでしょうか。

○横井地域振興課長 振興策を取りまとめたのが2月でございまして、具体的にどうやってやっていくかということにつきましては、今、県と天草市あるいはその業者さんを交えて、どういうやり方をするかと、検討中でございます。

○高野洋介委員 ということは、いつからスタートするかは決めてないんですか。

○横井地域振興課長 4月1日から本当はやりたいところではございますが、そういうやり方を含めて検討しますので、できるだけ早い時期というのはございますけれども、4月1日からは難しいかなというふうに考えております。

○高野洋介委員 最低でもどのぐらいというのはないんですか。というのが、結局、御所浦というところは、非常に私、時間がないと思っているんですよ。御所浦振興でいろいろテレビとか新聞とかに出たときに、御所浦の方々が言われるのが、いつからするんだというのが出ないとだめなんですね。

うちの家内が御所浦ですよ。うちの家内のお母さんもお父さんも、定期船に乗られて来

られるんですけれども、いつも言われます、それを。御所浦振興、御所浦振興と県は言うけれども、いつも曖昧でしょうと。ですから、本当にするんだったら、ちゃんとタイムスケジュールを組んで、4月1日からやりたいという思いはわかるけれども、実際このぐらいにしますというのをはっきり打ち出して予算を上げないと、我々も審議しにくいですよ。ですから、そこもきちんと計画をしてください。

そうしないといけませんし、雇用の関係も、私、御所浦に行って思うのが、公務員、水産業、建設業、福祉が主な仕事ですよ。起業するにしても何にしても、私、非常にハードル厳しいと思います。ですから、よっぽど根掘り葉掘り地元のことを詳しく、そして人材を育てていかないと、まずは高校に行くときには、天草の高校に行くよりも熊本市に来る高校の人たちが大変多いです。ですから、そこも一回きちんとリサーチしてください。そうしないと、多分皆さん方が思っている御所浦振興とはちょっと違う方向に行くんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこをぜひお願いしたいと思っています。

水産業に関しても、養殖がメインなんですね。ですから、養殖業者の方々にいろいろ聞いたほうがいいですよ。養殖業者は、人が欲しいんですよ。人が欲しいんですけれども、若い世代が帰ってこないんですよ。だから、入れたくても入れられないというのがございますので、そこは雇用創出のチャンスだと思うので、そこをしっかりと、地元の高校とか地元の中学校とかとも連携をしながら、非常にここは大事なところだと思いますので、ぜひやってほしいと思います。

そして、要望でいいんですけれども、一番下のほうに、民宿開業支援というふうなことがあります、今民宿があります。ですから、そういった人たちのリフォームとか改修とかも、やりたいと思っている民宿の方々も

いらっしゃると思います。ですから、開業を支援すると同時に、今ある民宿の開業という形の補助も視野に入れて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますのでありますけれども。

あと、航路について、御所浦―水俣も今ありますよね。ただ、カーフェリーはなくなっちゃったんですね。人間しか行かないんですよ。ですから、水俣―御所浦のカーフェリーという航路ももう一回検討をして、恐らく採算が合わないのかもしれませんが、そこも含めて、もう少し皆さん方、御所浦振興と言われるのならば、きちんとやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横井地域振興課長 まず、先ほどのお話の中で、例えば民宿につきましては、通常の釣りとかのお客さん以外に、地元の勇志国際高校という通信制の高校がございまして、そこに全生徒が1週間ずっと授業を受けに来るときに泊まるということで、かなりの数、民宿に泊まっております。

先ほどのリフォームとかにつきましては、夢チャレの移住、定住の率の高い補助金とかもございまして、それを活用しながら支援してまいりたいと考えております。

それから、水俣―御所浦のカーフェリーにつきましては、実際、御所浦のほうでこの事業を天草市が説明した際に、そういう要望も出ておりまして、市のほうも、とりあえずはこれでやらせてください、それについていろいろ議論を聞きながら、今後も検討してまいりたいというふうなお答えをされておりますので、市と一緒に県も検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員 最後に、御所浦について要望させてもらいますけれども、救急艇、これが非常に私重要だと思いますので、救急艇も

含めて、しっかり地元の現状をまず把握することが大事だと思いますので、そこも含めて、今後しっかりやっていただきたいと思いますので、お待ちしております。

1つ、空港ライナー、質問しますけれども、裏面に、料金についてというような話がありまして、私びっくりしたんですけれども、有料でも利用が80%というような回答があったんですけれども、これを見たときの課長の率直な意見をお聞かせください。

○吉田交通政策課長 先ほど私が御説明しました空港ライナーにつきましての利用動向は、利用者アンケートをとっているところでございます。委員御指摘の料金についても、26年の7月にアンケートをとっておりまして、有料の場合、利用しないが20%、有料でも利用するが80%ということで、有料でも利用される方に、幾らであれば負担可能かという部分についてお伺いしたものでございます。

それで、この受けとめというところの御質問をいただいたところでございますが、我々とすれば、アンケートというのは非常に重要なものだというふうに考えておりますけれども、一つアンケートということで、乗られた方に聞いているというところで、実際にこの料金負担についてどう考えるかというところと、このアンケート結果というところがしっかりと合っているかどうかというのは、より詳細な分析が必要なのかなというふうに思っております。

もう1点、受けとめでございますが、逆に2割の人を逃してしまうというふうに考えております。こういった2割の人を逃すということは、一部は自動車交通に転換をしていくということで、我々とすれば、今後阿蘇くまもと空港の利用促進を図っていくという中で、一方、自家用自動車交通というものを、渋滞問題であるとか環境問題の中で抑制して

いかないといけない中で、将来の需要について、既存の鉄道ネットワークに取り込むことが必要だというふうに考えております。

その鉄道ネットワークの直結性を補完するためにも、無料ということでやらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員 上手に逃げたなというふうに感じておりますが、私いつも言っておりますけれども、無料でもいいんですよ。無料でもいいんですけれども、ある程度、試験運行ですから、1年でもいいから、一応有料にして、実際のどのくらい変わるかとしたほうが私はいいと思うんですよ。

それをしないんだったら、きちんと、もう完全な空港ライナーとしての運行をするというような形をしないと、今一番中途半端ですよ。無料でやります、ただ、こうやってまだわかりませんという形なので、来年度、無料でされるということなので、再来年度、するかしないかは別として、そこの議論を一回部として、また、県庁挙げて一回検討をしていただきたいというふうに思っております。

もう答弁要りません。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 私から2点お尋ねをしたいんですけれども、まず、説明資料の13ページ、広報課さんの説明の中で、ウェブ活用広報事業という、ホームページ、メールマガジンが載っているんですけれども、2月だったでしょうか、県庁のホームページもリニューアルをいたしました。私はとってもよくなったと評価をしているんですけれども、以前と更新後のアクセスの変化とか、何かそういうデータはございますか。

○松永広報課長 広報課でございます。

旧のホームページが、大体1日に6,900件ぐらい御訪問がございました。ページビューというか、1ページ目を見ていただいた数でございます。

それが、2月1日から16日の統計がございましたが、ここで9,080ほどにふえていますので、1.3倍ぐらいちょっとふえたかなと。当初、皆さん見ていただいたところがあるので、少しふえているのかなと思います。今また普通に帰ってきている感じは、若干感じとしてはいたしております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 今のメイン画面というのは、必ず次に行くような仕組みになっているんじゃないかと思うんですね。例えば、くまモンに関すること、観光に関すること、通常の県庁業務。非常に工夫もされていると思いますので、しっかりそのアクセスには、今まで県庁に用のある人、それはもう当然なんですけれども、熊本というキーワードで県庁のホームページにアクセスする人という、新たな人がやっぱりアクセスする可能性がある、地方創生で、また熊本に就職したいという若者、さまざまな人がいらっしゃるんじゃないかなというところを視野において、アクセス数に関しては、しっかりチェックをしていただきたいという要望があります。

それと、観光に関しては、県下の各市町村も立派なホームページを立ち上げられているところがございます。そことのリンクについてはどうですか。考え方というか、現状というか。

○松永広報課長 市町村とのリンクについては、県庁のホームページから各市町村に行くようにしております。それが1つございます。

それから、観光情報については、観光のペ

ージを1つつくっておりますので、今特に市町村と直に連結しているというイメージが少し薄い部分がございますので、委員の御意見も十分参考にさせていただいて、そのあたり、常に進化するようなホームページに心がけていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○前田憲秀委員 今おっしゃったように、例えば熊本市であれば、なごみ紀行、熊本城のちょっとした動画を入れたやつだとか、いろいろございますので、そこに行きやすい環境づくりというのは、常に検討していただきたいなという思いがあります。

それと、そのホームページの中でもう1点なんですけれども、ぜひ、私も、県議会に興味を持っていただくようなアクセスを要望もしたいんですけれども、例えば私どもの議会質問が動画でアップされますですね。あれも、OS自体ではアップできないOSがありますかね。例えば、私は、アイパッドで見ても、たしか見れなかったと思うんですけれども、そこら辺の情報はいかがですか。

○松永広報課長 新しいホームページから、ユーチューブを使って今見れるような状況がございますので、OSには余り依存しない形でそれを見ていただけるような状況に今なっているんじゃないかなというふうに思います。

○前田憲秀委員 わかりました。そこはもう一回調べようと思うんですけれども、県議会から各議員、各定例会ごとに質問項目を選択すると、その議員名とその質問の内容が出るんですね。その動画が出るのと出ないのがあったような記憶なんですけれども、そこは要望として、充実できるようにお願いをしたいと思っています。よろしくお願いします。

もう1点だけいいですか。

先ほど高野先生が言われた空港ライナーの件で、私もお尋ねをしたいんですけども、課長の御説明では、いわゆる鉄道ネットワークと阿蘇くまもと空港を結ぶ新しい交通アクセスという、もうこれまでもずっと言われていることなんですけれども、2枚目の裏面の利用動向のアンケート調査があります。これを見ると——この分析結果もぜひお示しをいただきたいんですが、白丸の4項目めに、県外利用者の目的地は、38%が熊本市となっています。県外の利用者ですね。JR大津駅までの交通手段というのは、県外の方は、もう6割以上がJRを利用されている。県内の方は58%。その上の旅行目的に関しては、仕事、研修が36%。

私が一番危惧しているのが、一番上の居住地なんですけれども、熊本市の方が利用しているのが19%なんですよね。以前、私も一般質問でも取り上げたんですけども、熊本駅から例えば大津駅までのJRの各駅に、空港ライナーの説明というか、誘導するような仕組みづくりがもっと必要じゃないですかというふうにも主張させていただいたんですけども、JRさんともしっかり連携はとられているんだと思うんですけども、この熊本市の居住者の利用率が少ない気がしますけれども、そこら辺は何か分析結果みたいなのはございますか。

○吉田交通政策課長 熊本市の方の利用が少ないという御指摘でございますけれども、当方といたしましては、県内、県外のお客様の割合、あと鉄道ネットワークを御利用されているという中で、熊本市の数字が極端に低いという認識はございません。

もう1つありましたが、各駅で空港ライナーについて周知がしっかり図られているのかという部分でございますけれども、JR九州をお願いをいたしまして、周知のポスター等々を設置させていただいているところでござ

います。

以上です。

○前田憲秀委員 もう一回確認ですけども、JRを利用している県内利用者は58%、県外は64%、そんなに変わりはないんですよね。そして、一番上の居住地、この空港ライナーを利用している、住んでいらっしゃるところは、熊本市19%、5分の1以下なんですけれども、少なくはないですか。

○吉田交通政策課長 我々としては、極端に少ないというふうには考えておりません。

○前田憲秀委員 まあ、堂々めぐりになるとあれなんですけれども、例えば私は熊本市南部に住んでいるんですね。熊本駅からJRを利用して大津駅まで行って空港ライナー、こういう人たちがもっとふえるべきなんじゃないのかなと思うんですよ。そこら辺の周知が余りできてないので5分の1以下、熊本市の人。もっともこの数字はふえるべきだと思うんですけども、最後の質問ですけども、どうでしょうか。

○吉田交通政策課長 ちょっとわかりにくいんですけども、県内利用者、県内にお住まいの方の割合が50%で、その中で熊本市が19%ということでございます。まず、1点目はそこでございます。ですので、県内在住者で使っていたいている方のうち、約4割程度が熊本市に在住されている方ということでございます。

それと、周知徹底が足りないのではないかなという部分の御指摘でございますけれども、空港ライナー利用者については、年々増加傾向にありますが——表面に記載をさせていただいておりますが、増加傾向にありますが、より空港需要を増大させていこうという政策の中で、この新しい空港アクセスについて、

もっと周知徹底をしっかりと図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 課長、今の説明でいいですかね。県内利用者は、さまざまいらっしゃると思うんですよね。私が言うのは居住地です。空港ライナーを利用されている人、どこに住んでいますかという意味では、5分の1以下が熊本市という意味ですよ、この19%というのは。済みません、もう一回その確認ですけれども。

○吉田交通政策課長 先ほど私が説明したとおりで間違いございません。

○前田憲秀委員 わかりました。じゃあ、もう一回私もそこは精査をして、本来でしたら、もう少し熊本市で利用すべき人、利用していただくべき人というのはいるんじゃないかなということだけはしっかり主張させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○岩下栄一委員 吉永課長、何度も出番があって済みません。

県立劇場ですけれども、施設整備の費用が計上されて、施設整備が非常に進捗していることは大変ありがたいことですが、何かさっき改装とか何かおっしゃらなかったですかね。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

先ほど申し上げましたのが、計画調査費の昨年度と本年度の差額8億8,000万、このマイナスの内訳として、今年度、改修として6億、トイレ、エレベーター、調光設備、シャンデリア等の耐震化等の工事を行っております。

○岩下栄一委員 せっかく改修されるから、これを機会に、私が前から言い続けているパイプオルガンですね。改修を契機に、ちょっと検討していただませんか。

○吉永文化企画課長 パイプオルガンにつきましては、かねてより要望等があるわけですが、設置やメンテナンスにかかる費用、それから設置に要する期間など、非常に大きな問題があるかと思います。

今回の改修工事につきましても、3カ月間休館いたしました。仮にパイプオルガンを設置する場合も、同様な休館とかいうような事態も想定されると思います。

しかしながら、今後、各方面の御意見等も拝聴しながら、当面は危険性のある改修を優先しながら、全体的な改修計画を考えていきたいと考えております。

○岩下栄一委員 県立劇場ができたときは、やっぱり西日本一ということで、県外からも随分お客さんが来る熊本の文化の拠点になるかなと、すごい期待をしたわけですね。しかし、そのためには、やはり県立劇場コンサートホールとしてのグレードというか、パイプオルガンぐらいがあればいいかなというのが、私が最初から、沢田県知事から、細川さんから、ずっと言い続けている論点なんです。だから、ぜひ研究をしてほしいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 38ページの、今内野先生からいい質問があったときに、私も言おうかなと思ったんですけれども、漱石の「草枕」とか、一つのことで2年後に取り組んで、そういう組織団体もつくってやられているということですが、この前、井上智重先生の

1時間20分にわたっての講演を聞いたときに、そのときは「夏目漱石と宮本武蔵」というタイトルで、それで夏目漱石は、宮本武蔵の鎌研坂を通して霊巖洞に行き、「五輪書」を拝読しながら「草枕」というのを、大きな夢をつくっていったというお話をされた。非常に私も感動したんですよ。

そういった中で、そういう一つの、何というかな、観光というのは、また5年半後のオリンピック、パラリンピックも含めた対応の仕方となっていくと思うものですからね。だから、何かあればどん、何かあればどんということではなくて、加藤、細川の文化とまたつないでいく、そういうことも考えながらやるべきじゃないだろうかと思うんですけどもね。課長の御意見あたりをお尋ねしたいと思います。

○吉永文化企画課長 先ほど内野委員のほうからも御質問ありましたけれども、来年度は、夏目漱石生誕150年、来熊120年ということで、全国から漱石愛好家が集いますそのオープニングが、来年5月に開催されます。これは大挙して全国からさまざまな関係者が来られると思いますけれども、そういった機会を積極的に活用しながら、今荒木委員がおっしゃったような加藤、細川あるいは武蔵、そういった熊本の誇るべき文化、歴史については、情報発信を心がけてまいりたいと考えております。

○荒木章博委員 そうということで、もちろん漱石ファンの新宿区やら、いろんな漱石とゆかりのある地域との連携というのも、これは大変大切だと思いますので、そういったものも含めて、全体的な熊本の観光の、また、文化、歴史の発展のやつに入れていければなと思っております。

もう1点、さっき空港ライナーが高野先生やら前田先生あたりから出ていました。

私も、熊本駅に進みますものですから、よく空港ライナーを使うんですね。それで、かつて——オリンピックもパラリンピックも近くなってきた中で、あれは豊肥線ですかね、豊肥線を使うんですね。で、あそこの駅でおりるんですよ。私も何度か使わせていただいているんですけども、かつて豊肥線を、新幹線の開業と合わせて、豊肥線に乗って武蔵塚、武蔵の墓に誘導したらどうだろうかということで、当時の石原社長に、私、JR本社まで出向きまして、1時間にわたって対談をしたんですよ。

それで、宮本武蔵のラッピングの、2刀持っている武蔵の列車を走らせてほしいということをお願いしたら、非常に担当課のほうは難色を示したんですけども、豊肥線はあんまり黒字じゃないですからということで難色を示したんですけども、当時社長の英断で、当時龍田の人たちと一緒に3人で行って、1時間ぐらいの懇談の中で、それじゃラッピング電車を、1カ月だったかな、2カ月だったかな、走らせましょうということで走らせたんですよ。

ですから、ただ、空港ライナーというのは、空港まで行くそのアクセスの中で、観光の一つの目玉となるところとの連携というか、やっぱり熊本市は熊本市が管理している武蔵塚とあわせて、パンフレットとかも含めて空港ライナーと結びつけていく。

それは、今まで高野先生や前田先生が言うのが当然ですよ。ずっとずっと試験、試験、試験で予算をつけていくのには、少し上がっている、上がっている、上がっているというようなことだけでは、もうこれからは運行は、私もそれはできないと思うんですよ。

ただ、その中で、5年先を見据えた——クーベルタン男爵が、「五輪書」の中に、また「独行道」の中に書いている一つの世界に誇る武蔵の言葉、3つの言葉、それを生かしたそこの地域との、熊本の観光あたりとの、武

蔵塚との観光を生かしたのを取り組んでいくと、また付加価値がついてくるんじゃないかなというふうに思うんですけれどもね。いかがでしょう、吉田さん。

○吉田交通政策課長 今委員御指摘がございました空港ライナーという、お客様を運ぶ手段を通じて観光のPRをすべきではないかという御指摘でございましたが、今1日の平均利用者数が200名程度近くまで来ている中で、この空間というのは、非常に重要な観光PRができる場であるというふうに認識をいたしました。

そういった形で、空港ライナーという空間の中で、関係自治体や地域の方々が観光資源についてアピールできる方策について、市町村とも検討をしていきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 最後に、空港ライナーに乗れば、阿蘇の方面に列車は向かうわけですし、下れば熊本駅方面に向かうわけですから、そういった中で、観光の――外国人とか、今から――IOCの委員が尊敬できるのは宮本武蔵の「五輪書」ということまではつきり、ベストセラーにまでなっているんですから、そういうアクセスの中の観光PR、それを導いていって一つの阿蘇、そして空港、そして熊本駅、将来熊本駅にも巨大ビルが――その他のほうでまた言いますけれども、できるでしょうから、いろんなそのアクセスの中で考えていかれるように、重ねてまた要望しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。――なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、議案第36号、第39号、第46号、第50号、第55号から第63号まで、第94号

及び第95号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第36号外14件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

しばらく休憩します。午後1時15分から再開します。

午後0時20分休憩

午後1時15分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請第50号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第50号県立能楽堂建設及び付属美術館建設推進に関する請願について、執行部から状況の説明をお願いします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

9月議会、12月議会に引き続きでございますので、簡潔に申し上げます。

能楽堂につきましては、平成10年、県において基本構想を策定いたしました。平成13年の財政健全化に伴い、着工凍結となったところでございます。

これまでの文化議連及び文化協会からのたびたびの要望、さらに、昨年度の2月議会での一般質問を受け、昨年5月、県と熊本市の事務ベースによる会議を立ち上げ、検討しているところでございます。

去る9月議会で継続となって以降も、引き続き事務ベースでの検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関し、質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第50号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第50号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第50号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

2月26日に策定いたしました熊本県阿蘇山噴火降灰対策計画について、お手元の概要版に沿いまして御報告をさせていただきます。

1ページをごらんください。

策定の経緯についてでございますが、阿蘇山では、昨年11月25日の噴火以降、断続的に噴火が続いており、降灰により各分野に影響や被害が生じております。

また、今後、長期化や広域化も懸念されていることから、今般、緊急的に取り組む対策と中長期的視点に立った対策を整理し、工程表として取りまとめ、熊本県阿蘇山噴火降灰対策計画を策定いたしました。

2ページをおめくりください。

本計画の基本的な考え方についてでございますが、現在確認されている影響や被害に対し、さまざまな対策を迅速、的確に講じること、これから起こり得る影響や被害を未然に防止するため、降灰に強い体制を構築すること、国、市町村、関係機関及び民間ボランティア等と緊密に連携しながら、降灰対策に総合的に取り組むこと、状況が大きく変化した場合には、追加の対策の検討や国への要望、計画の必要な見直しを行うことなどでございます。

この基本的な考え方に基づきまして、各分野において必要な対策を講じることといたしております。

3ページをごらんください。

まず、防災分野の対策についてでございますが、市町村情報連絡会議を設置し、県と関係市町村間の情報共有、連絡調整を図るほか、活動火山対策特別措置法に基づきます避難施設緊急整備計画の策定に向けた調査に着手することといたしております。

次に、交通分野の対策でございますが、航空機運航情報の的確な情報提供を行うほか、南阿蘇鉄道の軌陸車導入に関する国の対応に合わせ、適切な対処を行うことといたしております。

4ページをごらんください。

健康分野の対策では、県民への注意喚起や健康相談対応のほか、社会福祉施設、医療施設等への国庫補助制度や貸付金制度の情報提

供などを行うことといたしております。

次に、環境生活分野の対策では、大気汚染の監視、自然公園の降灰除去などを行うことといたしております。

5ページをごらんください。

商工業分野の対策では、風評被害を防止するための国内外への広く正確な情報発信や、観光キャンペーンを活用した阿蘇、熊本の積極的PR、阿蘇地域で活用できる商品券の発行による消費喚起などを行うことといたしております。

6ページをごらんください。

農林水産分野の対策でございます。

農産物の生産支援といたしまして、農地の土壌酸性化を矯正する資材の購入や茶、園芸作物の徐灰機器導入への助成を行うほか、活動火山対策特別措置法に基づきます県防災営農施設整備計画の策定などを行うことといたしております。

7ページをごらんください。

土木分野対策では、カルデラ内の10カ所で、降灰調査や土石流に備えた砂防堰堤の整備、県管理道路、高森町管理道路の路面清掃などを行うことといたしております。

8ページをお願いいたします。

教育分野の対策では、養護教諭による児童生徒への相談対応や学校の危機管理マニュアルの点検、改定などを行うことといたしております。

その他、市町村の財政支援制度活用への支援を行うことといたしております。

今後は、この計画に基づきまして、国、市町村、関係機関、さらには地域住民やボランティアの皆様と緊密に連携を図りながら、降灰対策を総合的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

くまもと子ども・子育てプランの策定につ

きまして御報告させていただきます。A4判縦の資料になります。

今回の計画の策定につきましては、子ども未来課の所管でございまして、厚生常任委員会での報告事項となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要につきまして御報告させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

まず、計画の位置づけですが、ことし4月から本格施行されます子ども・子育て支援法に基づく熊本県子ども・子育て支援事業支援計画と、昨年4月に10年間の延長が決定されました次世代育成支援対策推進法に基づく熊本県次世代育成支援行動計画として策定するものです。

計画の概要につきましては、2ページ以降で御説明いたしますが、先に、3、計画策定の経過ですが、学識経験者や関係各方面の代表者から成る子ども・子育て会議を設置し、平成25年11月に第1回目の会議を開催して以来、パブリックコメントによる県民からの御意見を含め、さまざまな意見を伺ってまいりました。

先月末に5回目の子ども・子育て会議が開催され、計画の内容について了解をいただいたところです。

それでは、計画の概要について、2ページ、3ページを見開きでごらんください。

2ページの上のほうに記載のとおり、計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間です。

その下の子ども・子育てをめぐる現状を踏まえ、3ページの上のほうになりますが、計画の目指す姿として、全ての子供が健やかに育ち、豊かな心を育むことができる地域社会と安心して子供を生み育てることができる地域社会の2つを掲げています。

また、これを達成するための基本的視点として、子供の視点に立った支援など、5つの

視点をまとめております。

次に、計画の具体的内容ですが、3つの章で構成されています。

2ページ真ん中部分に第1章第1節、3ページ真ん中部分に第1章第2節、2ページ下の部分に第2章、3ページ下の部分に第3章の概要を記載しています。

第1章、教育、保育等の推進では、教育、保育のニーズに応じて質の高い教育、保育が適切に提供されるよう、その基本的考え方や及び県の支援等の取り組みを記載しています。

第1節の区域の設定ですが、まず、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村において、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになっていますが、その計画の中で、各市町村が、教育、保育のニーズと教育、保育の提供体制の確保について、5年間の見通しを区域ごとに策定することになっています。

同じく、子ども・子育て支援法に基づき策定いたします県計画においては、市町村計画と整合をとる観点からも、各市町村が定める区域を県が定める区域として設定しています。

なお、1号認定、2号認定、3号認定の意味は、5ページの下の方の枠に記載していますが、例えば幼稚園等での教育を希望される児童は、1号認定ということになります。

2ページの真ん中の部分にお戻りください。

2の幼児期の学校教育、保育ですが、ここでは、ただいま御説明いたしました教育、保育の量、要するに教育、保育のニーズと提供体制の確保の5年間の見通し等について記載しています。

県全体の概要につきましては、4ページと5ページに掲載しておりますので、詳細は後ほどごらんいただきたいと思います。待機児童の解消の見込みにつきましては、熊本市

及びその周辺地域を中心に、平成28年度までは待機児童が発生する見込みですが、定員の弾力運用などにより、早ければ平成29年度または30年度には待機児童は解消される見通しとなっています。

次に、2ページにお戻りください。

2の3つ目の項目、認定こども園の普及に関する考え方ですが、認定こども園につきましては、保護者の就労状況にかかわらず、安定した教育、保育の提供が可能であることから、市町村や事業者の意向を尊重しながら、可能な限り認可、認定を行うこととしています。

次に、右側3ページの第2節、県の支援等の取り組みでは、1、教育・保育施設の役割と連携の確保、2、地域子ども・子育て支援事業の推進、3、教育・保育者等の確保及び資質の向上、4、保育サービスの充実についての取り組みを記載しています。

次に、2ページの下の方になりますが、第2章では、保護や援助を必要とする子供への支援等について記載しています。

5番目の子供の貧困対策の推進では、昨年1月に施行されました子供の貧困対策の推進に関する法律に基づき、教育支援、生活支援などの取り組みを記載しております。

右側、3ページの下の方になりますが、第3章は、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策を記載しております。

3番目の家庭の教育力の向上では、平成25年4月に施行されましたくまもと家庭教育支援条例の普及啓発、条例に基づいた施策の推進などを記載しています。

以上、計画の大まかな概要について御報告いたしました。当計画につきましては、3月中に国へ提出することとしています。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

市町村合併の検証につきまして、本日は、最終報告書の案を概要版のほうで御説明いたします。

概要版の1ページ、合併検証の趣旨等から、2ページ、そして、3ページ、4ページのアンケートにつきましては、これまでの委員会で御報告しておりますので、本日は説明は省略いたします。

5ページをお願いいたします。

住民アンケートの分析の中で、まず、上段の分析①ですが、21の個別項目と合併の全体評価との相関関係を分析しました結果、特に行財政改革の評価が最も合併の評価に相関関係が強いことがわかりました。

下の分析②では、住民の評価が合併市町村で低く、非合併市町村で高い理由について分析しました結果、住民の期待感の高さの違いが評価に影響を与えた一因であるとしております。

6ページをお願いいたします。

右のほうの類型別職員数の推移のとおり、この10年間は、合併、非合併とも職員削減が進みましたが、平成24年と25年の比較では、非合併の小規模自治体において、増加傾向に転じたことがわかりました。

また、下の棒グラフでは、保健師や土木技師等の技術系の専門職員、防災部門等の専任職員の配置の面で、合併と非合併で差が生じていることを示しております。

7ページをお願いいたします。

組織再編では、支所機能が縮小される中、防災や地域コミュニティの観点から、支所のあり方については、今後引き続き検討すべき課題としております。

下段のグラフでは、今後5年から10年先の中長期の行政体制の方向性について、市町村アンケート結果では、現状体制の充実確保のほか、周辺市町村との広域連携の推進が数多く選択されております。

続きまして、8ページをお願いいたしま

す。

財政の分野ですが、右側の(3)合併算定替え廃止の影響につきましては、支所機能等の見直しについて、国が交付税算定で配慮していることから、当初懸念されたような急激な財政の硬直化は回避できると見込んでおります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

②の合併特例債の発行の影響ですが、青色の部分、合併特例債の公債費は今後増加していきますが、公債費全体としては減少していく試算となっております。今後、市町村が過大な施設整備を行わなければ、東日本大震災に伴って5年間延長されました合併特例債の発行が、大きな財政負担をもたらすことはないと思っております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

左側の表でございますが、記載のとおり、合併市町村では、自治会や老人会など、さまざまな団体が参加する小学校単位の協議会型組織が設立され、住民主体のまちづくりが進んでおります。

一方、右下の表、従業者に占める公務の割合を見ますと、特にあさぎり町において、本庁のある旧免田町以外では割合が大きく減少して、旧役場周辺の商業や地域の活気に影響があったと思われますが、あさぎり町全体で見ますと、限定的な影響ではないかと考えております。

11ページをお願いいたします。

これまでの分析を踏まえまして、平成の合併を総括いたしますと、現時点では、行財政基盤の強化や住民による新しいまちづくりの動きを踏まえまして、一定の評価ができるとしております。

また、老朽化するインフラの整備といった課題を先取りして対応できたということを踏まえまして、長期的な視点からも評価できる

選択であったとしております。

最後のページは、2月3日の有識者会議で出ました意見でございます。

ごらんのとおり、合併検証の意義や合併の評価、今後の県の市町村支援等につきまして、さまざまな御意見をいただいております。

現在、これらの意見を踏まえた内容調整を行っており、本日の委員会での御意見も踏まえ、最終調整を行った上で、今月下旬に報告書として公表いたします。

市町村合併に関する報告は以上でございます。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

県が保有するフィッシャリーナ天草株式会社の株式の譲渡につきまして、お手元の報告資料により御説明させていただきます。A4縦の2枚の資料でございます。

まず、今回の株式譲渡の概要について、枠囲みの中をごらんください。

フィッシャリーナ天草株式会社については、平成17年の県出資団体に対する県の関与の見直しによる民営化を視野に入れつつ、県の関与を縮小していくという基本的考え方に基づき、これまで民営化に向けた取り組みを進めてまいりました。

このような中、今回、以下の経緯を受けて、熊本ヤマハ株式会社から県保有株式の買入れの申し入れがありました。

枠のすぐ下の経緯の欄をごらんください。

①ですが、上天草市が、千巖山・前島地区総合開発の一環として熊本ヤマハ所有の用地を買収したことに伴い、同社は、パールマリーナを平成27年1月末に閉鎖することになりました。

フィッシャリーナ天草では、パールマリーナの閉鎖に当たりまして、当該保管艇の移管を積極的に働きかけた結果、その半数以上の

46隻が移管されることになりました。

これに伴いまして、熊本ヤマハ株式会社が経営参画を希望するとともに、県といたしましても、フィッシャリーナ天草の民営化が大きく前進する好機と捉えて、2月27日に株式売買契約を締結し、譲渡を行いました。

次に、譲渡内容でございます。

まず、今回の譲渡の考え方でございます。

平成26年度は、発行済み全株式の10%に当たる670株を、熊本ヤマハ株式会社に売却いたします。その後、平成30年度まで、毎年度、210株ずつを売却いたします。平成31年度以降の取り扱いにつきましては、主要株主との協議を踏まえて、平成30年度までに判断いたします。

次に、売却額でございますが、平成26年度売却の670株について、1株当たりの鑑定額は9,384円であり、売却益は628万円余となります。

また、平成27年度から30年度までの4年間、仮に本年度と同じ1株9,384円で売却すると、5年間の合計で1,416万円余となります。

おめくりいただきまして、右側のカラーの資料をごらんいただければと思います。

一番左の棒グラフが、現在の保有率でございますけれども、一番右の棒グラフが、県の保有株を、平成30年度まで、予定どおり売却した場合の保有率です。

平成30年度の時点で、熊本県が25.5%で筆頭株主ですが、そのほかのヤマハ発動機、上天草市、熊本ヤマハの主要株主も、ほぼ20%前後となる見込みでございます。この時点で、平成30年度以降の取り扱いについて協議をすることとしております。

県といたしましては、引き続きフィッシャリーナ天草の民営化を着実に進めまして、あわせてヤマハ発動機株式会社や熊本ヤマハ株式会社のマリーナ経営でのノウハウを生かして、経営の安定化に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○吉田交通政策課長 交通政策課でございます。

天草エアラインの機材更新について御報告をいたします。

天草エアラインでは、平成27年度に機材更新を予定しており、新しい機材の乗員の訓練のため、最大で約5カ月間の運休が発生する可能性があります。しかしながら、天草地域における観光ビジネス客の利便性及び医師の移動手段等を引き続き確保するため、現行機材から新機材への更新に伴う乗員訓練中においても、現行の機材を活用し、減便の上運航を継続することが、2月の天草エアライン取締役会で決定をされたところでございます。

この運航の概要でございますが、期間は、平成27年9月ごろから平成28年1月ごろまで。天草から福岡間を、朝夕各1往復運航する予定でございます。なお、運航時間は、今のところ未定でございます。

訓練実施期間中の現行機材の運航において、追加で発生する整備費等の支援については、県及び地元2市1町において、平成27年度当初予算に関係予算を計上しております。

就航までのスケジュールでございます。

新機材の就航までのスケジュールにつきましては、ことし6月に新機材を受領し、9月ごろから10月中旬ごろにかけて座学、シミュレーション訓練、10月中旬ごろから新機材を使用した実機訓練というのが、今のところ予定されているところでございます。なお、平成28年1月ごろより、新機材による運航予定となっております。

新機材のATR42でございますが、日本において初めて就航する機体でございますので、導入に当たっては、国土交通省の機体の安全性に関する審査や安全運航を確認するための諸規定の認可、承認等が必要となりま

す。現在、所要の手続等について、国土交通省と協議中でございます。

なお、機材更新に当たっては、日本エアコミューター株式会社による協力が予定されているというふうに聞いております。

交通政策課は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○岩下栄一委員 阿蘇の降灰対策ですけれども、非常に緻密な、周到ないろいろ計画を立てていただきまして、阿蘇の出身者として心から感謝を申し上げます。

そこで、風向き次第でしょうけれども、熊本都市圏でも随分ヨナが降りまして、洗濯物が汚れたり、いろいろしたわけですがけれども、この都市圏に対するヨナ情報とか広報活動とかいうのは何かなされたんですか。

○岡田危機管理防災課長 現在、阿蘇周辺は、11月から、噴火以降、冬季においては、北北西の風の日が多くなっております。したがって、阿蘇火山の南東方向にあります高森町、南阿蘇村に降灰の被害が集中しておりますが、今後、春先にかけまして、南東の風に変わるとともに、阿蘇市あるいは菊池郡あたりにも降灰の影響が出てくる、場合によっては熊本都市圏も含めて影響が出る可能性があります。

したがって、今後の風向きの動向とかあるいは噴火の状況とかを踏まえまして、中長期的に取り組むあるいはあらかじめ対策を講じるということで、この計画をまとめさせていただきます。

なお、阿蘇火山噴火に関します情報につきましては、県のホームページのトップページに、各气象台あるいは阿蘇火山協議会等のホームページにリンクするべく、各種の情報に

ついて、一括して掲示をいたしているところ
でございます。

また、風向きとか降灰予想につきまして
は、瞬時にホームページ等で確認できるよう
な態勢をとっております。

○岩下栄一委員 じゃあ、ホームページを注
意深く見ろということですね。

去年の11月、12月は、私がちょっと病気で
入院して、毎日洗濯物が多くて、娘に洗濯し
とってくれと言うて毎日洗濯物を渡していた
けれども、もうヨナの降ってから干されぬよ
と言うて、どこに聞けばいいと言うたけ
ん、それは風向き次第だけんわからんたいと
は言うたけれども、そういうのが的確に把握
できる方法があれば、やっぱり都市圏も随分
ヨナが降りましたので、車なんか汚れたし、
ぜひ周知徹底できるように、よろしく願い
いたします。

○岡田危機管理防災課長 降灰の予報につ
きまして、もう少し詳細に申し上げますと、噴
煙が1,000メートルを超えた場合、気象台か
ら降灰予報というのが発せられます。これ
を見ますと、数時間置きに、こういった方向に
火山灰が流れていくかというふうな予報が出
されることになっております。これもホーム
ページで見ることができます。

それから、当日の風向きの状況につきまし
ては、気象台が6時間置きに風向きの状況と
それから予報について掲示をしておりますの
で、これもホームページあるいはマスコミ等
の報道によって確認することができるかと思
います。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。一
一なければ、これで報告に対する質疑を終了

いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○岩下栄一委員 これは教育委員会の関係か
もしれませんけれども、県民百貨店が閉鎖さ
れて、あの建物がどうなるかどうかわかりま
せんけれども、県民百貨店のビルの南向きと
いうのか、西向きというのか、元田永孚の記
念碑みたいなものがあるんですね。教育勅語を
どう評価するかは別として、教育勅語を起草
した元田永孚公の何か記念碑が隣接してある
わけですけども、あれは県民百貨店の建物を
再開発して壊したりする場合に、記念碑は
どうするんですかね。県は関係ないんですか
ね。教育委員会の所管かもしれないけれど
も、文化企画課あたりも何か考えておられる
かどうか。

○吉永文化企画課長 現在、その元田永孚の
碑があることは承知しております。

今後どういうふうに取り扱うかについて
は、情報を集めて、必要に応じて委員の皆様
方にお伝えできればと思います。

○岩下栄一委員 元田永孚公というのはどう
いう人か、私はよくは知りませんけれども、
やっぱり相当立派な教育者だったのかなとい
うふうに思いますし、そうした記念碑がやっ
ぱり熊本の遺産として取り壊されていくのは
非常に惜しいし、残念なことですから、でき
れば県で保存されるかどうかですね。そうい
うところを検討していただきたいと要望して
おきます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

私から1つ、いいですかね。

先日、熊日新聞で、今度の地方創生、少子
化・人口減少問題等々のアンケート調査が載
っておったですね。見られましたか。私は、
あれの調査結果を見て、ちょっとやっぱ

り人によってももちろんでしょうけれども、地域によっても温度差があるなということを感じたんです。

政府は、1.8の出生率を目指しているわけですね。あの調査結果を見ますと、1.65だったですかね、平均か何かは。非常に危機感が乏しいような文面も見られたわけですが、私なんかの田舎におると、非常に危機感を持つんですけれども、街の中心部なんかに住んでいる人と、やっぱり私たちのところは、非常にこれに対する温度差があるなということを感じたんですけれども、あれを見られて、小原課長か部長か、何か感じられましたでしょうか。私は、ちょっといささか不満というか、危機感が足りないなと思ったんですけれども。

○小原企画課長 大変申しわけございません。私、その記事、詳しく読んでおらないんですけれども、今後、希望する目標の少子化の数値については、関係部局ともちょっと協議をしながら、今後の少子化対策等についても、地方創生にどう貢献していくかも含めて、検討してまいりたいと思います。

○田代国広委員長 熊本県もあれに答えとったみたいなんですけれども、何かいま危機感——私と比べればですよ。危機感が足りないような気がしたので、非常に気になったんです。

今後、アンケート調査あたりを——新聞をもう一回、私も詳しくは読まなかったんですが、流して読んでしまったんですけれども、あれを読んでみて、やっぱり今後参考にして、改善すべきは改善していくような形にすればいいなと思いましたので、よろしく願いをしておきます。

ほかにありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の委員会

を閉会します。

午後1時47分閉会

○田代国広委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

1年間、本当にお世話になりました。なかなか年のせいか、課長さんの名前を全部覚えずに終わってしまいまして、覚えられなかった課長さんは、いささか不愉快な思いをされたんじゃないかと思えますけれども、御理解の上お許しをいただければ、大変幸いに存じます。

本当に1年間、杉浦副委員長さんを初め、各委員の御協力をいただきながら、委員会の活動を続けてまいりました。委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、総務部長、企画振興部長を初め、執行部の皆さんにおかれましては、常に丁寧な説明と答弁をしていただき、御協力いただいたことに対して、心から厚く御礼を申し上げます。

また、今年度は、岡村総務部長を初め7名の方が、この場所から勇退されます——と伺っております。長い間、県行政の推進に御尽力いただき、御苦労さまでございました。今後とも、県政発展のため、お力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。

それでは、杉浦副委員長から御挨拶をいただきます。

○杉浦康治副委員長 それでは、御挨拶申し上げます。

1年間、田代委員長のもとで委員会運営に努めてまいりました。委員各位には、本当にいろいろと御指導、御鞭撻をいただきまして、ありがとうございました。

また、執行部の皆様方におかれましても、真摯に御回答いただきまして、ありがとうございました。

今後とも、しっかりとまた頑張っていきたいというふうに思いますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。

○田代国広委員長 退任の御挨拶はありますか。いいですか。

名前をちょっと御紹介しましょうか。

（総務部長、理事～監査委員事務局監査監の順に退任挨拶）

○田代国広委員長 これをもちまして、閉会いたします。

どうもお世話になりました。

午後1時52分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長